

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和元年10月21日

(平成30年度決算)

(警察本部・各種委員会等・企業局・商工観光労働部・国際スポーツ大会推進部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和元年10月21日（月曜日）

午前9時59分開議
 午前10時43分休憩
 午前10時48分開議
 午前11時2分休憩
 午前11時7分開議
 午前11時46分休憩
 午後0時58分開議
 午後2時21分閉会

委員 吉 永 和 世
 委員 西 聖 一
 委員 山 口 裕
 委員 増 永 慎一郎
 委員 濱 田 大 造
 委員 橋 口 海 平
 委員 楠 本 千 秋
 委員 岩 本 浩 治
 委員 末 松 直 洋
 委員 吉 田 孝 平

本日の会議に付した事件

- 議案第25号 平成30年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第26号 平成30年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第28号 平成30年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第30号 平成30年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第31号 平成30年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第38号 平成30年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 平成30年度熊本県電気事業会計決算の認定について
- 議案第44号 平成30年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第45号 平成30年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

本部長 小 山 巖
 警務部長 志 賀 康 男
 生活安全部長 林 修 一
 刑事部長 甲 斐 利 美
 交通部長 古 庄 幸 男
 警備部長 原 秀 二
 首席監察官 開 田 哲 生
 参事官兼警務課長 平 良 俊 司
 参事官兼会計課長 荒 木 伸 一
 参事官
 兼生活安全企画課長 上 田 栄 治
 参事官兼地域課長 木 庭 俊 昭
 参事官兼刑事企画課長 中 川 成 記
 参事官（組織犯罪対策） 野 尻 保 之
 参事官兼交通企画課長 井 上 智
 参事官（運転免許） 今 村 光 宏
 参事官兼警備第一課長 奥 村 一 精
 理事官兼生活環境課長 林 秀 典
 理事官兼警備第二課長 春 日 克 友
 総務課長 中 尾 政 広
 交通指導課長 西 村 博
 交通規制課長 原 田 聖 哉
 運転免許課長 金 子 慎 一

出席委員（13人）

委員 長 溝 口 幸 治
 副委員 長 内 野 幸 喜
 委 員 城 下 広 作

出納局
 会計管理者兼出納局長 瀬戸 浩一
 会計課長 村上 勲
 管理調達課長 大石 哲司

人事委員会事務局
 局長
 兼労働委員会事務局 本田 充郎
 総務課長 伊津野 裕昭
 公務員課長 小崎 至

監査委員・同事務局
 監査委員 濱田 義之
 局長心得 松永 正伸
 監査監 石川 修

労働委員会事務局
 審査調整課長 中島 洋二

議会事務局
 局長 吉永 明彦
 次長兼総務課長 横井 淳一
 議事課長 村田 竜二
 政務調査課長 東 敬二

企業局
 局長 岡田 浩
 総務経営課長 永松 浩史
 工務課長 伊藤 健二
 発電総合管理所長 福本 政洋

商工観光労働部
 部長 磯田 淳

総括審議員兼政策審議監
 兼商工政策課長 藤井 一恵
 商工労働局長 石元 光弘
 観光経済交流局長 小金丸 健
 商工振興金融課長 阪本 清貴
 労働雇用創生課長 岡村 郷司
 産業支援課長 大下 慶
 エネルギー政策課長 坂本 公一
 企業立地課長 深川 元樹
 観光物産課長 上田 哲也
 首席審議員兼国際課長 波村 多門

国際スポーツ大会推進部
 部長 寺野 慎吾

政策審議監 千田 真寿
 国際スポーツ
 大会推進課長 坂本 久敏
 政策監 奥園 栄純

事務局職員出席者

議事課主幹 岡部 康夫
 議事課主幹 甲斐 博
 議事課主幹 若杉 美穂

午前9時59分開議

○溝口幸治委員長 おはようございます。ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に警察本部、出納局及び各種委員会等の審査を行い、午後から商工観光労働部及び国際スポーツ大会推進部、企業局の審査を行うこととしております。

それではまず、警察本部の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは初めに、警察本部長から御挨拶をお願いいたします。

○小山警察本部長 溝口委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたりまして、深い御理解と温かい御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

県警察といたしましては、今後とも、県民の皆様への期待と信頼に応えるために、安全で安心して暮らせる熊本の実現に向けまして、組織を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、どうぞ引き続き御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、この後、決算の概要等につきまして警務部長から、その詳細につきまして会計

課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○溝口幸治委員長 次に、警務部長から決算概要の説明をお願いいたします。

○志賀警務部長 警務部長の志賀でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

警察本部の決算概要につきまして御説明いたしますけれども、平成30年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、警察関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項は2点ございました。

まず、1点目でございます。

「未収金の解消については、関係部局において厳しい状況の中で回収に努めていることは理解しているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じ、より一層徴収促進に努めること。」との御指摘についてでございます。

警察の未収金は、放置違反金や交通事故等による公用車の損害賠償金に係るものでございます。放置違反金につきましては、電話催告や戸別訪問を行っているほか、滞納処分も行った結果、当県の収納率は放置違反金制度開始からの累計で99.6%になっております。全国平均の95.7%を大きく上回っているところでございます。公用車の損害賠償金につきましても、相手の事情を勘案しながら分割納付等も実施して回収に努めておまして、現在、未収金額は減少しているところでございます。今後とも、各種対策を講じて、徴収促進に努めてまいります。

次に、2点目でございます。

「警察職員の定員について、これまでの定員増に向けた取り組みにより、本県の警察官

1人当たりの負担人口は徐々に改善されているが、全国平均からはまだ開きがあることから、さらなる県民の安全、安心の確保のため、できる限り全国平均に近づけるよう、引き続き、定員増に向けた取り組みに努めること。」との御指摘についてでございます。

本県の警察官1人当たりの負担人口は、586人でございます。平成27年度から29年度までに行われた地方警察官増員等により改善傾向にあるものの、全国の警察官1人当たりの負担人口、500人でございますけれども、これを大幅に上回っておるところでございます。

そのため、本年5月に、総務省及び警察庁に対しまして、令和2年度の地方警察官増員について要望を行ったところでございます。

また、今月にも同様の要望を予定しております。今後も引き続き増員要望を行い、定員の増員に努めてまいります。

それでは、平成30年度決算の概要につきまして御説明いたします。

決算特別委員会説明資料1ページの平成30年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

まず、歳入についてでございますけれども、予算現額31億8,601万9,000円に対しまして、調定額32億1,917万2,000円、収入済み額32億1,588万7,000円で、調定額に対する収入率は約99.9%となっております。

不納欠損額は、26万4,000円で、放置違反金が時効及び法人解散による納付義務解消のため消滅したものでございます。

また、収入未済額は、302万1,000円でございます。放置違反金や交通事故等による公用車の損害賠償金に係る未収金でございます。

次に、歳出についてでございますけれども、予算現額397億2,085万7,000円に対しまして、支出済み額388億9,561万1,000円で、執行率は97.9%となっております。

翌年度繰越額は、1億7,918万8,000円でございます。その主なものは、警察施設整備に係る事業費でございます。

不用額は、6億4,605万7,000円となっております。その主なものは、職員給与費等の人件費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上が警察本部の平成30年度決算の概要でございますけれども、詳細につきましては、会計課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○荒木会計課長 会計課長の荒木でございます。

平成30年度決算資料の説明の前に、1点御報告いたします。

本年7月に実施されました県監査委員により警察本部への定期監査では、指摘事項はございませんでした。

それでは、平成30年度の歳入歳出決算につきまして、お手元の令和元年度決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

まず、1ページ目の平成30年度歳入歳出決算総括表に記載しております、歳入、歳出それぞれに係る予算現額等につきましては、ただいま警務部長からの御報告のとおりでございますので、私からは、2ページ以降の歳入に関する調べ及び歳出に関する調べにつきまして、具体的な内容を御説明いたします。

なお、2ページからの歳入に関する調べは、備考欄に各項目ごとの主な内容と処理件数等を記載しております。また、予算現額に対しまして著しく収入済み額の増減を生じたものはその理由を、さらに13ページからの歳出に関する調べの備考欄には、不用額の内容等をそれぞれ記載いたしましたので、参考にしていただくようお願いいたします。

それでは、歳入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、

2ページから7ページの上から3段目にあります認知機能検査員講習手数料までが使用料及び手数料に関するもので、収入全体のおよそ57%を占めております。中でも、3ページ最上段の自動車運転免許証交付手数料が7億2,060万円と最も多く、使用料及び手数料の全体のおよそ39%を占めております。なお、使用料及び手数料に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページをごらんください。

下から3番目の国庫支出金から、8ページの最下段の人権啓発活動委託金までが国庫支出金に関するものでございます。

8ページの下から2段目、災害復旧費国庫補助金は、熊本地震により被害を受けた警察施設の復旧整備に要する経費でございます。

予算現額と収入済み額との差6,434万円余とありますが、これは、工事予定の変更により前年度からの繰り越しに伴う国庫補助金の増額分でございます。

なお、国庫支出金に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、財産収入でございます。

9ページをごらんください。

最上段から下から2段目の不用品売払収入までが、財産収入に関するもので、財産収入に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページの最下段は繰越金でございます。これは、熊本地震に係る前年度の災害復旧事業等の繰越金となります。

次に、10ページから11ページまでが、諸収入に関するものでございます。

諸収入の不納欠損額について御説明いたします。

10ページの上から4段目の放置違反金に26万4,000円の不納欠損額がありますが、これは、備考欄に記載しておりますとおり、時効期間満了及び法人解散による納付義務の消滅によるものでございます。また、延滞金、放置違反金それぞれに収入未済額があります

が、いずれも放置違反金の未払いによるものでございます。

次に、11ページをごらんください。

最下段の雑入の収入未済額201万6,000円につきましては、備考欄に記載しておりますとおり、交通事故等による公用車の損壊に係る損害賠償金の未払い分でございます。

不納欠損額及び収入未済額の詳細につきましては、後ほど附属資料の収入未済に関する調べ及び不納欠損に関する調べで御説明いたします。

以上が歳入に関する調べの説明でございます。

引き続きまして、13ページをごらんください。

歳出について御説明いたします。

最上段をごらんください。

警察費でございます。

予算現額395億2,361万9,000円に対し、支出済み額386億9,952万1,000円、翌年度繰越額1億7,918万8,000円であり、不用額は、6億4,490万8,000円となっております。

以下、不用額を生じた理由について御説明いたします。

なお、翌年度への繰越額につきましては、後ほど附属資料の繰越事業調べで御説明いたします。

まず、中段、公安委員会費の欄をごらんください。

支出済み額は、1,142万9,000円で、不用額の64万円余は、公安委員に対する報酬などの執行残でございます。

次に、下段の警察本部費でございます。

支出済み額は、317億4,735万9,000円、不用額は、2億4,014万4,000円となっております。

不用額の主なものにつきましては、備考欄をごらんください。

各種手当の実績が見込みより少なかったことに伴う職員給与費の執行残が1億457万円

余、退職者数が見込みより少なかったことに伴う退職手当の執行残が9,269万円余、その他、光熱水費等の経費節減に伴う執行残などが4,287万円余でございます。

続きまして、14ページをごらんください。

上段の装備費でございます。

支出済み額は、4億4,532万円、不用額は、1,747万9,000円となっております。

不用額の主なものは、車両燃料費や車両修繕費等の執行残が1,594万円余、その他、警察用航空機の維持管理費に係る執行残などが153万円でございます。

次に、下段の警察施設費でございます。

支出済み額12億9,828万9,000円、翌年度繰越額1億7,918万8,000円、不用額は、2億6,729万7,000円となっております。

不用額の主なものは、県庁舎設備更新計画工事等の執行残が2億3,789万円余、交番、駐在所等警察施設の整備等に係る執行残が2,658万円、その他、上天草警察署整備における用地調査委託の執行残などが282万円余でございます。

続きまして、15ページをごらんください。

下段の運転免許費でございます。

支出済み額は、9億4,930万9,000円、不用額は、3,522万7,000円となっております。

不用額の主なものは、運転免許センターを運営するための諸経費の執行残などが2,671万円余、その他、運転免許関係の各種講習委託の執行残などが851万円余でございます。

続きまして、16ページをごらんください。

上段の恩給及び退職年金費の欄をごらんください。

支出済み額は、4,265万9,000円で、不用額の136万円余は、恩給及び扶助料の受給者減による支給額の執行残でございます。

次に、下段から19ページまでの警察活動費でございます。

支出済み額は、42億515万3,000円、不用額は、8,275万4,000円となっております。

警察活動費の不用額の内訳について、上から順に説明いたします。

備考欄をごらんください。

一般警察運営費では、警察活動用消耗品の経費節減に伴う執行残など、総合治安対策費では、警察本部総合指揮室改修工事費の執行残など、生活安全警察運営費では、警備業許可等業務関係経費の執行残など、地域警察運営費では、非常勤職員である交番相談員の人件費の執行残など、刑事警察運営費では、携帯電話通信費等の経費節減に伴う執行残などがございます。

次に、17ページをごらんください。

交通警察運営費では、自動車保管場所調査委託費の執行残など、交通安全施設費では、道路標識等の交通安全施設整備に係る執行残などがございます。

ページをめくっていただきまして、19ページをごらんください。

2段目の災害復旧費でございます。これは、熊本地震により被災した警察施設の復旧に係る経費で、平成28年度予算の事故繰越分でございます。

支出済み額は、1億9,608万9,000円で、不用額の114万円余は、工事の変更に伴い生じたものでございます。

以上が歳出に関する調べの説明でございます。

続きまして、別にお配りしております令和元年度決算特別委員会附属資料をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

平成30年度繰越事業調べでございます。

令和元年度への繰越額は、上から順に、警察施設維持管理費で8,926万5,000円、警察施設整備費で8,992万3,000円となっております。

1段目の警察施設維持管理費では、警察棟を含む県庁舎の排水処理設備改修工事等に係るものです。2段目の警察施設整備費は、熊

本中央警察署子飼交番及び玉名警察署寺田駐在所に係るものです。

これらの工事の繰越理由は、熊本地震発生後の作業員不足等による理由から、計画、設計に関する諸条件の変更を余儀なくされ、年度内の工事完了ができなかったためでございます。右側に記載しております8月1日現在の進捗状況ですが、現在は、全ての工事が完了しております。

次に、2ページをごらんください。

平成30年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済の内容でございますが、1の平成30年度歳入決算の状況のとおり、上から順に、放置違反金の延滞金13万5,000円、放置違反金87万円、雑入といたしましては、交通事故等による公用車損壊に係る損害賠償金201万6,000円がございます。

2の表は、収入未済額過去3カ年の推移でございます。

次に、3ページをごらんください。

収入未済額の状況を記載しております表中の右から3つ目のその他につきましては、納付の日程を交渉している者、財産の状況を調査している者、刑務所等に収監中の者等になります。

放置違反金を初めとする収入未済の解消につきましては、4にございます未収金対策のとおり、債務者に対する電話督促や休日、夜間の訪問を継続的に行うなど、徹底した徴収促進に努めてまいりました。今後も引き続き、未収金の早期回収に取り組んでまいります。

次に、4ページをごらんください。

平成30年度不納欠損に関する調べでございます。

放置違反金の不納欠損17件、26万4,000円でございます。これは、地方自治法第236条第1項に規定しております金銭債権の消滅時効により債権が消滅したものと、車両の保有

者たる法人の解散により徴収することができないことが明らかとなり、地方税法第15条の7第5項に基づき納付義務が消滅したため、不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、5ページをごらんください。

取得用地の未登記一覧表でございます。

現在は熊本北合志警察署管轄となっております植木交番につきましては、熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業の対象地となったことから、平成27年度に、現在の仮換地に交番を新築移転したところであります。同交番の敷地につきましては、前述の土地区画整理事業が完了し、土地の表示登記が行われた後、熊本市が登記申請する予定でございます。

以上で警察本部の決算資料の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○山口裕委員 17ページの交通安全施設費の執行残についてお尋ねします。

道路標識等の整備に執行残が出ておりますけれども、ちょっと考えれば、何かこの執行残をしっかりと使って、地域の安全に資するようなことでもいいんじゃないかなと思うんですが、この執行残には何かどういうあれがあるのか、教えていただければと。

○原田交通規制課長 交通規制課長でございます。

委員の御質問について御説明いたします。

交通安全施設のこの執行残につきましては、道路改良に伴います信号機の配線地中化工事、これにおいて道路管理者が行う道路改良工事自体が遅延してしましまして、その後

に配線を入れる工事が3月までに間に合わないということで余儀なく中止したものの、それから道路標示についての入札が不落に終わったもの等が含まれております。

以上でございます。

○山口裕委員 そういった事情であれば、いたし方ないのかなと思いますけれども、やはり地域からの要望というのも多い事業なので、遅滞ないよというか——そしてまた、執行残が、せっかく確保した予算をしっかりと使っていただけるように取り組んでいただければと思います。

次に、もう1点よろしいですか。

スクールサポーター制度のことが、ちょっと主な成果の資料に載っておるんですが、少年課等県内の7警察署に配置されて、活動件数が2万7,932回ということで、かなりの活動量だなというふうに思っているんですけども、少年課、7警察署振り分けても、3,400件ぐらいの件数の対応をされているんですが、その上の資料で補導の件数とかさまざま情報は出してありますけれども、なかなか現場とすれば大変な状況ではないのかなとかがえるんですが、このあたりについてちょっとお尋ねさせていただきます。

○上田生活安全企画課長 生活安全企画課でございます。

スクールサポーター制度ということで、熊本市内の警察署等の7カ所、それと警察本部に1人ということで配置して活動をやっております。活動内容は、4つほどございまして、先ほど委員が言われた内容を含みますけれども、そういうところで警察等のパイプ役としてしっかりと配置して、そこの学校との連携はしっかりとっているところでございます。人数的な話なんですけれども、こういう形でいろいろいじめ問題とかなんかありますので、今後は、増員とかそういった形での検

討もしていくべきと考えております。

○山口裕委員 最近では、学校との連携とかすごく重要になってきているんじゃないかなと思う中で、今回の件数は、結構私にとってはショッキングな数字で、それを現場で警察と共有したり、学校でどう助言をしていくのか、すごく大変な仕事じゃないかなと思いつつも、配置ということですので、そんなに多くの人員を割いてるわけじゃないんだろうなというふうに思いますし、きょうも検討されるということをお聞きしましたので、また今後の課題として取り組んでいただければと思います。

以上です。

○溝口幸治委員長 済みません。今の活動回数というのは、少しでも事案があつて対応したものを1とカウントしていくんですよね。だから、その中で重要な問題につながったとか犯罪につながったというのは、また内訳はそちらではわかってらっしゃるんですか。

○上田生活安全企画課長 そうですね。重要な案件につきましては、事件化をしたりとか、そういった形で持っていくます。

○溝口幸治委員長 この2万7,932の内訳はあるわけですよね。分類してあるんですか。ただ活動して何もなかったという活動から、重要な犯罪等につながったとか、犯罪を抑止することになったとか、2万7,932回の中身ですよね。

要は、これ活動回数でしょう。1歩でもとか半歩でも動いたら1にカウントするわけでしょうから。そういうところがわかると議論がしやすいなというふうに感じますので、後ほどでもいいですが、それぞれ情報提供していただければと思います。

○上田生活安全企画課長 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 交通安全施設のことで確認ですけれども、最近、信号機がLEDになって、大分機械も薄くなって、非常にコンパクトになって、また、見やすいということで、非常にいいと思うんですけれども、LEDになると電気代も安くなるという認識があります。それと、ああいうコンパクトになると、昔の信号機より経費がもう少し安くなっているんじゃないかなと思いますが、ここら辺の経済的な差というのはどうなんでしょうか。ちょっと確認させていただきます。

○原田交通規制課長 交通規制課でございます。

まず、LED化につきましては、電気代についてですけれども、年間の電気代で、定周期信号機と比べて標準的な一般的な信号機設置で計算した場合に、LEDのほうが年間で7万9,000円ほど安くなるということでございます。押しボタン信号機で約1万円安くなるということでございます。

○城下広作委員 ということは、それだけ安くなると、その分が余裕を持って、また数をふやせるという形にはなっているんでしょうか。

○溝口幸治委員長 今のは、電気代が年間、標準的なものと比べたら、7万円、1基につきということですか。1基につき。

○原田交通規制課長 標準的な信号機ですので、1交差点についてというふうな考えでございます。それから、電気料金と安全施設の整備費は、これは別個でございますので、電気料金の執行残を施設の整備費に回すという

ことは不可能でございます。

○城下広作委員 もう一回整理なんだけど、要は、LEDになって、その信号機も大分薄くなって、材料もかかっとらぬだろうと。そうすると、そちらに変えることで、前の信号機のコストが下がるということが考えられるから、その分だけ——電気代だけんよそこに回せぬと今話だったけど、何かしらメリットがあるのかなと思って、その辺の浮いたお金とか。ふやすとかという形にはなかなか結ばないということなんですかね。

○古庄交通部長 交通部長の古庄でございます。

旧来の電球式の灯器とLEDの灯器を比べますと、単価は、値段はLEDのほうが高いということでございますので、整備費は以前よりはかかるということでございます。ただ、将来的に全体的に見れば、そういう電気料あたりは安くなりますので、ほかにお金を回せるというような形になると思いますけれども。

○城下広作委員 じゃあ、単体で、今現実的に考えて設置するときには、LEDのほうが当然高くなるけれども、電気代で、ランニングコスト、長い時間になると、その分が逆に言えばちょうどペイしていくような格好になるということですね。わかりました。

それと、最近よく台風なんかもいろいろあるけれども、やっぱり台風でも、恐らく昔の分より今度のほうが軽いから結構曲がらないとか、そういうメリットもあるんじゃないかとちょっと素人的に思うけど、その辺はどうなんでしょうか。昔は重いけんようぐるぐる回って向きが変わっていたことがあったけれども、この辺の効果というのはあるんでしょうか。

○原田交通規制課長 交通規制課でございます。

御指摘のとおり、台風のときには、LEDのほうが軽量化しておりますので、風が当たる面積自体も小型化しておりますので、曲がる率は少ないというふうに考えられます。

○城下広作委員 最終的に全ての信号機をLED化にするという形で、基本的には今後考えていくのか。ある程度の量で、LEDというのは、もうお金もかかるし、何%までぐらいやろうと、この計画はどうなんでしょうか。

○原田交通規制課長 交通規制課でございます。

現在、県内に1万4,864灯のLED化がございまして、これは、全体の信号機の約57%でございまして、将来的には、今後のLED化の計画でございまして、年間おおむねLED化を1,000灯前後繰り返していきますと、令和9年には、計算上は全てLED化になってしまうというふうな計算になっております。

以上でございます。

○城下広作委員 ありがとうございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○末松直洋委員 高齢者の事故が最近よく報道されるんですけども、7ページの認知機能検査手数料のところではありますが、後期高齢者の講習が、自動車学校によっては、かなりの待ち時間、待ち日数があるということですが、県内の状況はどうなっているんでしょうか。

○金子運転免許課長 運転免許課長です。

高齢者講習の受講者の数というところで……。

○末松直洋委員 待ち時間がちょっと長い……。

○金子運転免許課長 高齢者講習は、昨年1年間で4万8,000人、大体5万人を切るぐらいで受講します。ことしに入って、もう3万8,000人、先月現在ですね、それぐらいの数を講習しております。――失礼いたしました。待ち時間。

○末松直洋委員 説明が足りませんでした。

後期高齢者の講習を受けたいという申し入れを自動車学校にするんですよね。で、してから実際に講習を受けるまでに、長いところでは数カ月待ったりせなんというところがあるんですけれども、県内によって、自動車学校によって、少し差があるのかなと思っておりますので、そこら辺の情報はあるんでしょうか。

○金子運転免許課長 免許課長です。

受講待ちの件ということで、失礼いたしました。

平成29年当時は、平均して約120日待つような状況だったんですけれども、いろいろな協力体制であるとか施策を加えまして、現在では約2カ月というところで、約60日ということになっています。減らしたための原因といますか、理由といますのは、認知機能検査や高齢者講習、これを昔は別の日にやっていたんですけれども、今は同日にやる、そのことによって教える側の人数が確保できる、そういった施策、あるいは警察官OBを採用しまして、16名採用しているんですけれども、これを高齢者講習に専従させるというようなやり方、あるいは県警ホームページに予約状況を記載したり、自動車学校間で調整をやってくださいという依頼をしておりますので、大分待ち時間が短縮されたということに

なっております。

○末松直洋委員 私は宇城市なんですけれども、地元ではやっぱり数カ月待ち、例えば、大矢野の自動車学校に行けば早いよということではありますが、やはり高齢者だからちょっと遠くなるので、非常にそこを心配されておりますので、できるだけ地元で受けられるような体制をぜひ整えていただければと思います。要望です。

○溝口幸治委員長 要望でいいですか。

○末松直洋委員 はい。

○古庄交通部長 今年度、高齢者講習等支援システムというのを構築いたしまして、年度内には運用する予定にしております。ですから、各自動車学校の予約状況とか、実施状況とか、一括してシステムでわかるようなものでございますので、これが導入されれば、さらに講習待ちの時間が解消されるのではないかと考えております。

○末松直洋委員 よろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 17ページなんですけれども、くまもとの「まち」と「ひと」を守る声掛け安心実現事業とあるんですけれども、これは非常に大事な事業なんだろうと思うんですけれども、内容的にわからないので内容と、あと、今現状である成果についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○井上交通企画課長 交通企画課からでございます。井上でございます。よろしく願いします。

このくまもとの「まち」と「ひと」を守る声掛け安心実現事業、この事業概要について、まず御説明いたします。

これは、熊本復旧・復興4カ年戦略における県警の取り組みとして、平成28年から、非常勤職員を6人、声かけ訪問指導員に任命しまして、高齢者や女性、子供を対象とした交通事故防止活動、防犯活動などを実施中でありましたけれども、同年10月からは、民間業者18人を加えた28人体制となり、その後、現在まで、県警声かけ訪問隊、通称、これは県警ひまわり隊というふうなことで呼んでおりますが、ひまわり隊として、県内一円について運用中でございます。

この主な活動内容でございますが、これにつきましては、戸別訪問活動、交通安全防犯教育、被災地の警戒活動、街頭指導、警戒活動などを実施しております。

主な実績ですけれども、これは、戸別訪問活動は、一般世帯、これは平成28年の4月からの累計ですけれども、14万3,200世帯を訪問しております。それと、避難所仮設住宅戸別訪問活動につきましては、これは延べ7万1,568件を実施しております。街頭指導、警戒活動につきましては、1,951回実施しておりますところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 非常に大変大事な事業かなと思うんですけれども、ただ、10月から民間を入れて28名ですか、この体制で十分な体制なのかなとちょっと今思ったんですけれども、今後、これをまた大きくしていこうとか、そういった考え方はない。

○井上交通企画課長 井上でございます。

できれば充実させたいというふうには考えております。

○吉永和世委員 ぜひそういった方向で検討

いただければ非常にありがたい。これはもう全県対象ですよ。

○井上交通企画課長 全県対象です。これにつきましては、来年度予算要求において、非常勤職員の増員とか委託職員の増員あたりも要望していきたいというふうに考えております。

○吉永和世委員 よろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 よろしいですか。何か補足説明ありますか。

○井上交通企画課長 今県のほうに要望している最中でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○内野幸喜副委員長 最初の警務部長の説明でも負担人口の件がありました。やっぱり熊本県警というのは、これはもう以前からずっと言われていることで、九州の中でも、ほかの県に比べると1人当たりの負担人口というのは多いということで、これは、やっぱり引き続き県議会としても国のほうに言っていかなければならないというふうに思います。

それともう1点、最近、公務員の受験者数が少なくなっているというのがあります。特に、本県の知事部局もそうですし、あと、教育委員会のほうも、以前に比べるとどんどん受験者数というのが少なくなっています。

そこで、県警のほうは、今どういう状況なのかというのをお聞きしたいというのが1つと、これからは負担人口を減らすためにも増員していくと。ただ増員するだけではなくて、やっぱり県民の生命、財産を守るんだと、そういう強い使命感を持った警察官をふやしていかなければいけないと思いますの

で、ただ増員するだけではなくて、受験者数もふやして、その中から優秀な警察官を採用していくべきだと思うんですが、その点の現状についてちょっとお話を聞かせていただければなというふうに思います。

○平良警務課長 警務課でございます。

委員御指摘の、まず本県警察官の採用状況についてでございます。

警察官A、本年度の大卒程度でございますけれども、につきましては、64人募集に対しまして470人の応募がありました。その中で、最終的な受験率は71.1%、それから辞退者もおりました関係で、競争倍率につきましては5.5倍ということでした。漸次、大卒程度につきましては若干減少傾向にあります。

警察官B、高卒程度につきましては、まさに昨日採用1次試験を行ったところでございますけれども、本年につきましては、46人に対しまして、おおむね8倍近くの競争倍率でございました。

○内野幸喜副委員長 Aについては5.5倍、Bについては恐らく8倍程度ということ、これはどうなんですか。以前と比べると、やっぱり受験倍率というのは下がってきているのか、それとも大体ずっと維持できているのか、その点はどうなんですか。

○平良警務課長 大卒程度につきましては、ここ数年、若干減少傾向にございます。高卒程度、警察官Bにつきましては、年次によって若干の動きはございますけれども、おおむね標準的な倍率を確保できているという認識でございます。

○内野幸喜副委員長 大卒については、若干下がってきているということで、これは、警察官については、全国の47都道府県というの

はやっぱり競争ですから、やっぱり熊本県警というのは、先ほど言った強い使命感を持った警察官というのを採用しなければならないというのは大事なんです、非常にやりがいのある仕事なんだということを受験者にも広く伝えていって、より有為な人材を確保する、やっぱりそういう努力を引き続きやっていくべきだと思っておりますので、そこは要望でありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○井上交通企画課長 井上でございます。

先ほど、くまもとの「まち」と「ひと」を守る声掛け安心実現事業の体制について申し上げましたけれども、これについては、再度正確に。

現状、非常勤職員6人でございます。それと、囑託の委託しておるのが18人ということで、計24人で運用をしております。訂正させていただきます。

○溝口幸治委員長 吉永委員がおっしゃったのは、とてもいい事業なので、もっと拡充、充実、予算も含めてやったらという話だったので、今その方向で検討されているというふうに理解していいということですね。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 いや、わかりましたて、そういうふうに我々がわかりましたて理解していいですね。

ほかにございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 じゃあ、また指摘事項等、委員の先生方から後ほど出たら、また委員長、副委員長のほうに御報告をお願ひしたいと思います。

ほかになければ、これで警察本部の審査を終了いたします。

それでは、説明員の入れかえのため、暫時休憩をいたします。

午前10時43分休憩

午前10時48分開議

○溝口幸治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより出納局及び各種委員会等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それではまず、会計管理者から出納局の決算概要の説明をお願いします。

○瀬戸会計管理者 おはようございます。会計管理者の瀬戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

出納局の平成30年度の決算概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料1ページをおめくりください。

歳入歳出決算総括表により御説明申し上げます。

当局では、一般会計及び収入証紙特別会計の2会計を所管しております。

まず、歳入の決算状況でございますが、一般会計の収入済み額は、1,100万円余、収入証紙特別会計の収入済み額は、28億4,300万円余で、ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出の決算状況でございますが、一般会計の予算現額6億円余に対しまして、支出済み額は、5億8,000万円余、繰越額は300万円余、不用額は、1,600万円余となっております。

不用額の主なものは、人件費や事務費の執行残でございます。

また、収入証紙特別会計の予算現額29億円に対しまして、支出済み額は、26億1,600万円余で、不用額は、2億8,300万円余となっております。不用額は、各種手数料の収入実績が見込み額を下回ったことに伴う一般会計繰出金の執行残でございます。

以上が平成30年度決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○村上会計課長 会計課長の村上でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年度定期監査における指摘事項につきましては、出納局はございません。

続きまして、会計課の決算について御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

3段目の会計管理費でございますが、総合財務会計システムの管理に係る経費などが主なものでございます。

不用額の952万円余は、経費節減等に伴います執行残でございます。

繰り越しにつきましては、後ほど御説明いたします。

最下段の利子でございますけれども、これにつきましては、支払いに必要な資金が不足した際に金融機関から一時的に借り入れを行っておりますが、これに伴う支払い利子でございます。

不用額の162万円余は、一時借り入れの額が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

この特別会計は、収入証紙の販売代金の保管及び各手数料等の収入を効率的に配分処理するために設置された特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、1段目の証紙収入、2段目の繰越金ともに、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、一般会計繰出金は、収入証紙による手数料等の納付実績に応じまして、一般会計の歳入へ繰り出しているものがございます。

不用額の2億8,385万円余は、収入証紙による各種手数料等の納付実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、繰越事業について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会附属資料1ページをお願いいたします。

総合財務会計システム管理事業でございますが、総合財務会計システムが新元号に対応できるよう改修を進めておりましたが、新元号の公表時期が平成31年4月となったことに伴いまして、情報移行等の一部作業の繰り越しをお願いしたものでございます。なお、この事業につきましては、5月末で完了しております。

会計課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大石管理調達課長 管理調達課長の大石です。よろしくをお願いいたします。

管理調達課の決算について御説明申し上げます。

説明資料の6ページのほうにお戻りをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、財産収入、諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

最下段の会計管理費で421万円余の不用額を生じておりますが、これは、主に委託事業等の入札に伴う執行残でございます。

管理調達課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、人事委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○本田人事委員会事務局長 人事委員会事務局長の本田でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきましては、お手元の説明資料に基づいて説明いたします。

1ページでございますが、歳入歳出決算の総括表でございます。内容については、2ページ以降で説明をしたいと思います。

お聞きいただきまして、2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、収入済み額が205万4,000円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済み額は、1億6,584万4,000円で、翌年度への繰り越しはございません。

不用額は、593万1,000円でございますが、内訳は、委員会費が、人件費等の執行残61万4,000円、事務局費が、職員採用試験の会場借り上げなどで経費節減に努めたことに伴う執行残の531万6,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、監査委員事務局長から決算概要と資料の説明をお願いします。

○松永監査委員事務局長 監査委員事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要について、お手元の説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入については、該当ございません。

次に、歳出につきまして、2ページをお願いいたします。

支出済み額が、委員費1,800万円余、事務局費1億6,000万円余となっております。内訳は、監査委員、事務局職員の人件費及び事務局費でございます。

また、不用額のうち、委員費155万円余につきましては、人件費等の執行残、事務局費286万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 次に、労働委員会事務局長から決算概要と資料の説明をお願いします。

○本田労働委員会事務局長 労働委員会のほうの御説明を行います。労働委員会のほうの事務局も7月からやっています本田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の労働委員会事務局説明資料に基づいて説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

左側の歳入につきましては、該当はございません。

右側の歳出につきましては、2ページで説明させていただきます。

お聞きいただきまして、2ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1段目の一般管理費につきまして、翌年度繰越額及び不用額とにもございません。

2段目の労働委員会費の支出済み額は、1億633万9,000円でございます。内訳は、委員会費が、委員報酬の2,352万1,000円、事務局費が、事務局職員の人件費及び委員会・事務局運営費の8,281万8,000円でございます。

不用額が317万円ございますが、内訳は、委員会費が、委員報酬の執行残131万3,000円、事務局費が、職員給与及び運営費の執行残185万6,000円でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、議会事務局長から決算概要と資料の説明をお願いいたします。

○吉永議会事務局長 議会事務局長の吉永でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

議会事務局決算特別委員会説明資料の1ページ目をお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。詳細につきましては、2ページ以降で御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1段目の繰越金の収入済み額は、3,580万円でございます。これは、議会棟維持修繕費の前年度からの繰越金でございます。

2段目の諸収入の収入済み額は、706万円余でございます。これは、政務活動費の返還

金等でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1段目の議会費の支出済み額は、15億6,843万円余で、不用額は、1,373万円余でございます。不用額の内訳といたしましては、議会費の500万円は、委員会旅費等の執行残、事務局費の873万円余は、事務局運営費の執行残でございます。

4段目の総務費の支出済み額は、217万円余でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で出納局及び各種委員会等の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○西聖一委員 お尋ねですけれども、人事委員会と労働委員会の兼務というお話が出たんですが、独立するべきような機関の感じがしますけれども、他県の事例はどうなんですか。

○本田人事委員会事務局長 全国の状況は、ちょっと把握してございませんけれども、九州の中では、長崎県と佐賀県が併任のような形をとっているというふうに聞いてございます。本県が九州では3つ目というような状況かと思えます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで出納局及び各種委員会等の審査を終了いたします。

午前中の審査は、これで終了の予定でしたが、時間がありますので、午後の企業局の審査を入れたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 異議なしということですので、引き続き企業局の審査を行いたいと思います。

入れかえのため、5分休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時7分開議

○溝口幸治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより企業局の審査を行います。

それでは、企業局長から決算概要の総括説明をお願いいたします。

○岡田企業局長 企業局でございます。

まず初めに、前年度の決算特別委員会報告におけます施策推進上の改善または検討を要する事項等につきましては、企業局にはございませんでした。

それでは、平成30年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業会計でございます。

総収益12億4,600万円余に対し、総費用15億8,500万円余で、差し引き3億3,900万円余の純損失となっております。

収益が減少しました主な要因は、リニューアル事業の現地工事に伴い、市房第一と第二発電所を平成30年5月末で発電を停止したことによるものでございます。このため、電気料金が減少したことによるものでございます。

なお、市房第一、第二発電所は、今年度末から運転を開始し、緑川第一発電所、第二発電所につきましては、来年度からリニューアル工事のため運転を停止いたします。

令和3年度末には4つの全ての事業は完了しまして、所有する全ての発電所で発電を行う予定でございます。

また、阿蘇車帰風力発電所につきまして

は、譲渡予定の事業者の計画変更により、3月末から半年間譲渡を延期いたしました。その後、事業者、阿蘇市などの関係者との協議を重ね、本年9月末の期限内に譲渡が完了いたしました。

次に、工業用水道事業会計でございます。

3工業用水道事業合計で、総収益10億200万円余に対し、総費用は、10億1,500万円余でございます。差し引き1,200万円余の純損失となっております。

施設別では、八代及び苓北は、純利益を確保いたしました。有明につきましては、純損失となっております。

なお、経営改善の方策の一つといたしまして、さきの9月定例県議会におきまして、工業用水道分野では全国初となりますコンセッション方式の導入を可能とするための条例改正案について議決をいただきました。

現在、その導入に向けまして、実施方針公表等の手続を進めているところでございます。

最後に、有料駐車場事業会計でございますが、総収益1億2,800万円余に対し、総費用は、9,400万円余で、差し引き3,400万円余の純利益となっております。

昨年度に比べて純利益が減少している主な要因は、熊本地震に伴う駐車場災害復旧工事の特別損失を計上していることによるものでございます。

以上が決算の概要でございますが、決算内容の詳細につきましては、この後、総務経営課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○濱田監査委員 代表監査委員の濱田でございます。4人の監査委員を代表いたしまして、私のほうから概要を説明させていただきます。

まず、着座にて説明をいたします。

お手元に、平成30年度(2018年度)決算審査意見書という白い冊子がお配りしております。これを使って説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

1ページをお願いいたします。

まず、1ページは総括でございます。審査の対象、これは3事業を審査いたしております。1ページ目の下段でございますけれども、審査の結果をここに載せてございます。

1、審査の結果でございますけれども、概要を申し上げますと、3事業会計の決算諸表、これはおおむね正確でございます。経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めております。

2に経営の状況等書いてございますが、これは、ただいま岡田企業局長から御説明があったとおりでございます。

以下の2ページから24ページまでが、その経営状況の説明になりますが、割愛をさせていただきます。

25ページをお開きいただきたいと思います。25ページでございます。

25ページが、決算審査意見でございます。3つの事業会計に分けて書いてございます。

まず、1番目の電気事業会計でございます。

ただいま御説明ありましたとおり、ただいまFIT移行に向けたリニューアル事業が行われております。これに伴いまして、今後しばらくは電力料の減少が確実に見込まれることから、引き続き、経費節減、それから効率的に工事を実施していくことを求めています。

なお、風力発電所の民間譲渡については、ただいま説明があったとおりでございます。完了したとの報告がございました。

2番目の工業用水道事業会計でございます。

これにつきましては、特に、有明工業用水

道事業で、竜門ダム関連経費の負担が大きく影響していることに加えまして、有明工水及び八代工水については、依然多くの未利用水を抱えてございます。

このように、依然として厳しい状況が続いておりますことから、県の企業立地部門や関係市町との連携を強化し、今後多角的な視点からさらなる需要の拡大に努めていただきたい旨申し上げております。

また、コンセッション方式の導入については、収支改善の有効な手段となるよう準備を進めていただきたいと意見を申し上げておるところでございます。

最後に、3番目の有料駐車場事業会計でございます。

これにつきましては、平成28年度から指定管理者制度に移行いたしまして、着実に利用台数を伸ばされております。引き続き、県民が利用しやすい駐車場としての運営に努めていただきたいという意見を申し上げております。

以上、簡単でございますが、審査意見書の概要でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いいたします。

○永松総務経営課長 まず、定期監査の結果につきましては、企業局の指摘事項はございません。

次に、監査委員からありました決算審査意見について、その取り組み状況について御説明いたします。

電気事業会計では、令和3年度まで、リニューアル工事に伴う発電停止により、電力料の収入減により一時的に赤字が続く見込みですが、内部留保資金があり、経営面での影響はございません。引き続き効率的な工事の実施に努め、経費の節減に取り組んでまいりま

す。

なお、リニューアルが完了した発電所につきましては、今後、現在の価格の2.5倍のFIT価格での売電が決まっており、安定した経営が可能となる見通しです。

次に、工業用水道事業会計ですが、苓北と八代は、黒字を計上しておりますが、有明は、当分の間、竜門ダム使用权の減価償却などの関連経費としまして、毎年度約4億円の負担が生じており、赤字が続く見込みです。引き続き関係機関と連携し、工水事業の拡大に努めます。

また、9月議会で条例改正を御承認いただきましたコンセッション方式につきましては、現在手続を進めているところでございます。

最後に、有料駐車場事業会計ですが、指定管理者からの納付金収入により良好な経営状況にあり、今後も指定管理者と連携して利用しやすい駐車場を目指してまいります。

決算審査意見につきましては以上でございます。

続きまして、決算概要につきまして、お手元の令和元年度決算特別委員会説明資料により御説明いたします。こちらの資料でよろしいでしょうか。

済みません。1ページをお願いいたします。

電気事業会計でございます。

上段、1、施設概要ですが、水力発電は、市房第一など7つの発電所を運営しております。このうち、市房第一と第二、緑川第一と第二の主力4発電所につきましては、順次、大規模なリニューアル工事を行っており、令和3年度までに完了する予定です。

なお、リニューアル前の水力発電の最大出力の合計は、5万4,200キロワットです。

平成30年度の実績供給電力量は、水力発電が1億2,646万キロワットアワーで、市房発電所の発電停止により、前年度比76.3%とな

りました。

右側の風力発電所につきましては、局長が説明しましたように、本年9月30日をもって民間事業者へ譲渡しました。

なお、昨年度の実績は、57万9,500キロワットアワーです。

次に、下段の2、電力料金の契約の状況及び実績です。

発電した全量を九州電力へ売電しております。市房第一から笠振の5発電所は、2年ごとに契約料金を改定しております。

平成30年度の1キロワットアワー当たりの単価は9.67円であり、料金収入は、総額で10億5,500万円余となりました。菊鹿、緑川第三及び風力発電は、FITの適用を受けており、売電単価、電力料金収入は記載のとおりでございます。

1ページおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

(1)の収益的収支ですが、表頭、平成30年度(A)の欄をごらんください。

収入の計が12億4,600万円余、支出の計が15億8,500万円余で、差し引き3億3,900万円余の損失が生じております。前年度と比べ3億2,800万円余損失が拡大しております。要因としましては、電力料が2億8,000万円余の減となり、収入全体では、2億8,500万円余の減収となりました。一方、支出では、修繕費や固定資産除却費等の増加や、過去流量調査を行った鴨猪発電所について、荒瀬ダム撤去に経営資源を注力するなどにより断念したことから、昨年度開発費用を特別損失として計上し、支出全体で4,200万円余の増となりました。

下の3ページをお願いいたします。

(2)欠損金の状況ですが、平成30年度末の未処理欠損金3億3,900万円余につきましては、将来の欠損に備えた利益積立金から繰り入れることとしております。

この結果、右側の(3)積立金及び留保資金

残高一覧のとおりとなり、利益積立金は、1,900万円余となり、内部留保資金は、42億6,500万円余となります。

次に、下段の(4)資本的収支ですが、表頭(A)の欄をごらんください。

建設改良費や企業債償還金など、資本的支出の合計が20億5,200万円余、一方、資本的収入は、企業債、工業用水道事業会計からの返還金、荒瀬ダム関連交付金等で、合計18億3,500万円余となっております。不足する2億1,600万円余は、摘要欄にありますように、過年度分損益勘定留保資金など、いわゆる内部留保資金で補填しております。

4ページをお願いいたします。

続きまして、工業用水道事業会計です。

1、施設概要ですが、有明、八代及び苓北の3つの工業用水道を経営しており、給水能力は、合計で1日当たり6万8,360立方メートルとなっております。

次に、下段の利用状況ですが、平成31年3月31日現在、3施設合計で、受水企業は41社となっております。契約水量は、前年度に比べ1,315立方メートル増加し、3万2,219立方メートルとなりました。

なお、備考欄のとおり、有明と八代の両工水の契約率が4割前後となっていることから、引き続き関係機関と連携し、需要開拓に努めてまいります。

下の5ページをお願いいたします。

(1)の収益的収支ですが、まず、3工水別の収支状況を御説明いたします。

表の最下段の右側にある摘要欄をごらんください。

八代と苓北は、それぞれ2,200万円余、6,800万円余の純利益を確保しましたが、有明につきましては1億300万円余の純損失がありました。

次に、3施設の合計を御説明いたします。

表頭(A)の中ほどに収入の計がございますが、10億200万円余、下から2段目の支出の

計は、10億1,500万円余で、差し引き1,200万円余の純損失となりました。

1枚おめくりいただいて、6ページをお願いいたします。

(2)欠損金の状況です。

有明工水で46億1,300万円余、八代工水で13億4,700万円余の累積欠損金があり、全体では49億6,300万円余の累積欠損金を抱えております。

次に、下段の(3)資本的収支ですが、表頭(A)の欄をごらんください。

中ほど、資本的支出の計は、11億6,700万円余、資本的収入の計は、9億8,900万円余となっております。不足する1億7,700万円余は、過年度分損益勘定留保資金など、いわゆる内部留保資金で補填しております。

続きまして、7ページの有料駐車場事業会計をお願いいたします。

1、施設概要ですが、鶴屋百貨店横にある中央区安政町の立体駐車場と同区新屋敷の平面駐車場を経営しており、収容台数は、それぞれ341台と37台となっております。

次に、下段の2、駐車台数実績ですが、表頭(A)の計にありますように、21万9,700台余で、前年度を約1万1,000台余上回りました。

1枚おめくりいただきたいと思います。8ページでございます。

(1)の収益的収支ですが、表頭(A)の欄をごらんください。

収入の計が1億2,800万円余、支出の計は9,400万円余で、3,400万円余の純利益となっております。

9ページをお願いいたします。

(2)剰余金処分計算書案です。

平成30年度未処分利益剰余金3,400万6,695円を、処分案に示しておりますように、地域振興積立金に3,400万6,000円を積み立てたいと考えております。この積立金から一般会計へ繰り出しを行い、環境や新エネルギー導入

などの事業に活用されることとなっております。

処分後は、右側にある(3)積立金及び留保資金残高一覧のとおり、内部留保資金は、10億4,100万円余となります。

次に、下段の(4)資本的収支につきましては、平成30年度、収入、支出ともございません。

以上が平成30年度決算の概要です。よろしく御審議をお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○山口裕委員 2ページ、特別損失のその他のことですが、鴨猪発電所建設仮勘定除却、これは会計的にどう理解すればよいかですか。

○永松総務経営課長 鴨猪発電所というものを、実は、旧矢部のほう、今の山都町で水力発電を開発しようというふうに検討してまいりました。その検討したときのかかった費用のほうを仮勘定という形で費用としてためてたんですが、それにつきましては、支出という項目では出しておりませんで、今回、昨年度の決算のときに、その金額を全部費用として支出化したということでございます。

○山口裕委員 29年度は、仮勘定から除却するのはゼロだったんですね。

○永松総務経営課長 29年度は、まだ落としておりません。費用として費用化してないということでございます。

○山口裕委員 その事業を一度検討されたのはいつだったんですか。

○永松総務経営課長 申しわけございませ

ん。緑川水系の鴨猪発電所につきましては、平成6年度から流量調査を開始しまして、平成8年、12年度に実施設計を実施するなどしておりましたが、荒瀬ダムの撤去等に関しまして、中止、停止しておりました。

○山口裕委員 荒瀬ダムの撤去に注力したのために、その事業費の処分ですよ、それをそのまましておいたということでしょうけど、例えば、この電気事業というのは、3ページにあるように、他会計への繰り出しも行うところですよ。工業用水等に繰り出しするんでしょうけど、そういった観点からいくと、適切にやっぱり決算というか、企業会計を行った上で繰り出すというのが普通の考え方なんでしょうけど、その処分について何ら監査等から指摘もなく済まされていたのか、そのあたりが私は疑問が残るんですけど。

○岡田企業局長 先ほど、鴨猪の流量調査については、それなりの期間をかけて、どのくらいの流量があるかというのを——通常は、新しい水力発電所をつくるためには、10年くらい調査期間を要します。その調査期間をずっと毎年度予算に計上して調査を行ってきたんですが、そろそろどうするかという決断するタイミングで荒瀬の撤去の話がありましたので、一時、企業局の新規事業は全て凍結するというふうな判断がなされましたので、それまでかけてきた費用というのは、いわゆる損失にはなるんですが、仮勘定という形で、一旦、決算に計上しているものではなくて、仮勘定で出したけれども、損失の処理というのをどっかの時点で帳簿上やらんとかぬわけですね。お金はもう既に支払いはしてあるので、それをどこで帳簿上に載せるかということで、今回30年度の決算で特別損失として計上させていただいたというふうなことでございます。

○山口裕委員 もちろん、企業会計とか、この複式による決算というのは、皆さんを信用してやるしかないの、信用するのが前提ですから、信用たる内容かということをやっぱり確認させていただくことが重要であって、そのことはやっぱり忘れてもらっちゃ困るんですよね。

○岡田企業局長 鴨猪につきましては、非常に、我々としては、事業としては残念だったといえますか、それなりに流量調査をして可能性が高いというふうに踏んでたんですが、荒瀬ダムの撤去の関係があって、新規事業はストップしてた関係もありまして、実施できなかったんですが、九電さんのほうで新しい発電所をつくられてまして、我々としては少し残念な結果になったんですが、これは、やっぱり6年間荒瀬ダム撤去という大事業を企業局でやっておりましたので、いたし方なかったことかなというふうに。

それぞれ結果としては、特別損失という形で御報告することになってしまいましたけれども、我々としてはちょっと残念だったし、引き続き、水力発電については、非常に長いスパンで利益を生み続けることで、それから再生可能エネルギーの最先端に位置づけられていますし、非常に環境負荷の少ない発電事業ということで、県内で、もしチャンスがあれば、また検討したいなというふうには思っております。

特別損失という意味では、御報告する機会がこのタイミングになってしまったので、大変申しわけないというふうに思っております。事情としては、そのような形になっていきます。

○山口裕委員 大体おおよその内容はわかりました。企業局においては、この3事業を運営されるに当たって、さまざまな御苦勞もあるんだろうなというのが決算資料からお見受

けするんですけれども、この決算というのは、やっぱり皆さんの説明を信用するしかありませんので、ここまでちょっと置いた、仮勘定でそのままに放置したというのは、適切じゃないと言われれば適切じゃないということですので、今後は、そのあたりはしっかりと適切に決算していただければと思います。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 有明工業用水のコンセッション方式、全国初ということですが、簡単にいうと、公設民営というふうに理解していいんですか。それとは違うんですか。

○永松総務経営課長 基本的には、そういう御理解でいいかと思います。

○西聖一委員 県が運営する中で赤字が出てますけれども、民間を入れることによって、この利用率、今43%ぐらいですけども、これが上がるというふうに見込めるんですか。

○永松総務経営課長 実際、水の需要を開拓するには、一番いいのはやはり企業誘致をしたりということが考えられるかと思いますが、残念ながら、名石浜とか荒尾とかは、それほど大きな残地が残っておりませんので、我々としては、現在の企業さんの水需要の拡大とか、まだ少しは残地もありますので、その点では企業立地課等とも連携していきたいと思うんですが、民間事業者が需要を拡大するという点に関しましては、我々が持っていない企業誘致のノウハウ等も期待しておりますので、そのあたりは幾ばくかは収入増につながるかというふうには考えているところなんですけど、どちらかというと、コンセッションでさらに期待するのは、費用の削減、コストカットのほうを実は考えておりま

す。我々が会計年度を単年度主義でやっているようなところを複数年度化することにより調達コストが削減されるということが、国の委託事業のほうでも認められておりますので、そのあたりを期待しているところでございます。

○西聖一委員 コスト削減があるからするんだと思うんですけども、万が一、民間で受けてくれるところがあるんですけども、仮に失敗というか、倒産というか、撤退したときには、県にまた戻ってくるということなんでしょうか。

○岡田企業局長 先ほどコンセッションの説明で、公設民営というふうな答え方をいたしておりますけれども、イメージしやすいものとしては、指定管理の長いやつというふうに理解いただくのが一番近いかと思います。といいますのは、いわゆる施設自体は県の企業局が保有して、その運営権を20年間にわたって民間に委ねるという形になりますので、どういことが変わるかというと、期間が20年間ということと、それから料金収入は事業者が収入すると。事業の負担の範囲ですけども、先ほどから説明しています竜門ダムの水利権の負担金とかは、もう最初から年間4億ちょっと、マイナスからスタートいたしますので、この部分を民間に委ねるわけでは決してございませんので、その部分は県で持つて、それから管路の補修とか大規模な改修が必要なものについては、当然、県が、企業局が担うという形で、それ以外の運営の部分についてコンセッションを導入するというところでございます。

何が経営改善につながるかといいますと、先ほどありましたように、長期間民間が事業をできますので、例えば、機械のメンテナンスとか、あるいは改修とか、そういったものについては、いわゆる工事が立て込んでない

時期、閑散期に選んで工事を実施するとか、あるいは薬品等も大量に購入できるとか、そういった、いわゆる長期間民間に委ねることで、我々ではできないような経営改善の効率が上がるというふうなことで、いわゆる関心を持たれているというふうに理解しております。

我々が試算したところでは、20年間で、削減経費が5億5,000万から11億程度、これはちょっと幅がありますけれども、そのくらいかなというふうに見ております。これは、決して累積の赤字を解消できるというふうな、あるいはさらに受水率がどんどん上がっていくというふうな——もちろん受水率が上がることは期待はしておりますけれども、一挙に赤字が解消するというふうなことではございませんで、あくまでも経費削減策の可能な限りの策というふうに位置づけをさせていただいております。

○西聖一委員 じゃ今の話でいくと、4億の年間返済はずっと残ってるわけですから、コンセッションの契約をすることによって、どれくらいの補填は見込んでいるんですか。3億ぐらい見込むんですか。

（「それは違う話」と発言する者あり）

○西聖一委員 わかりました。それは別、今のはなしで。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 ちょっと関連するんですけども、この工業用水の欠損金の話なんですけど、未処理欠損金が累計で49億円を突破ということで、これは年々ずっとふえてるんですけど、これは、竜門ダムとかいろんな経緯が過去あったにしても、抜本的にどういうふうに解決していくんだとか、そういう大きな方向性とか今現在あるんでしょうか。その辺ちょっと詳しく聞かせてください。

○永松総務経営課長 抜本的な解決策は、実際問題としては非常に厳しいと思っております。ただ、工業用水というのは、企業誘致等をする上でどうしても必要なインフラでございますので、その点に関しては、一般会計からも支援もいただいております、経営をしているというふうな状況でございます。

○濱田大造委員 この資料の決算審査意見書の16ページで、平成26年度からずっと30年度までどんどんふえていってましてね。これは、私もずっと県議やっているんですけども、どこまでふえちゃうのかなという。ある程度までふえたら、その辺上限というか、そういうのがあるのかどうか、その辺もお知らせください。

○永松総務経営課長 特に、済みません、上限というのはちょっとあれなんですけど、実は、竜門ダムの負担金は、あと40年程度続く予定になっておりますので、基本的には、よっぽどの受水契約率が大幅に改善するとか、そういうことでもない限りは、基本的には増加していくということは想定されます。

○濱田大造委員 了解しました。

ほかにいいですか。

○溝口幸治委員長 はい。

○濱田大造委員 風力発電についてちょっとお尋ねなんですけど、これ、こっちの資料の1ページですね。

令和元年度の1ページで、建設費が過去4億6,700万円ぐらいかかって、平成17年ですね、発電が開始して、結局、民間企業に売ることなんなんですけど、私の認識では、企業局自体を持ってる都道府県って、全国で、たしか半分ぐらいの都道府県が企業局という特

殊な民間事業みたいなことをやってるということで、企業局自体がない県も半分ぐらいあると思っています。認識しています。

それで、過去いろんな経緯があって、風力発電もまあやってみようかという話になって、車帰に3つ建設したんですが、結果としてうまくいかなかったと思うんですね。ですが、クリーンエネルギーの需要というか、ニーズというのは、今後どんどんどんどんふえていくと思うんですが、今回のこの風力発電のこの事業、結果的に民間に売ると。これからどういう教訓を県は得たのかなと。今後も風力は全く企業局として考えてないのかとか、その辺をお知らせください。

○永松総務経営課長 風力発電につきましては、委員も御案内のとおり、非常にやはり想定された発電量が確保できなかったのは事実でございます。それは、やはり当時、平成17年から発電を開始しておりますが、その前のやはり風向きとかそういうものの調査が、今となってみれば、もう少し十分ではなかったのかなという反省はあるところでございます。

今後につきましては、基本的には、今後10年間の次期の経営戦略を考えておりますが、風力発電につきましては、今回世界遺産の話とかもございまして、非常に環境に与える影響等もございまして、今のところ風力発電を積極的に進めるということは、企業局としては考えておりませんが、それ以外の水力などのほうは、今後とも検討していきたいというふうに考えているところです。

○岡田企業局長 ちょっと補足をさせていただきますけれども、県が、企業局が所有した風力発電というのは、500キロワットの3基を設置させていただいているんですけれども、時代が早い時期に風力に手がけたということで、いろんな、いわゆる風向きの問題だ

とか難しい問題はありましたが、やはりそれ以降、民間事業者が風力発電所を検討されたり、あるいは市町村レベルでも風力発電所を設置されたりと、大規模に何十基も建てるとか、大型のものを建てるとか、そういったのは県内ではまだできてませんけれども、風力発電についての最初の段階でのいわゆる普及といえますか、そういった成果はあったというふうに思っております。

実際、先ほどから話が出ております再生可能エネルギーの可能性につきましては、一時期、太陽光発電が一斉に広まりましたけれども、景観の問題とか、あるいは耐用年数の問題とか、いろいろ心配されている向きが出ておまして、あと、いわゆる天候に非常に左右されるので、余剰の部分については停止が出たりとかということになっています。

今、再生可能エネルギーで、一番優先順位で挙げていきますと、水力発電がやっぱり一番負荷が少なく、非常に優秀な再生可能エネルギーと位置づけられているんですが、これはなかなかこれ以上上げていくというのは難しい状況にございますので、あと、太陽光も、先ほどから申し上げている事情で、これ以上ふえていくかどうかというのは難しいところです。あとは、バイオマスですとか地熱とかありますけれども、その中では、風力発電については、今後伸びる可能性はもしかしたらあるのではないかなというふうに思っています。

ただ、熊本県企業局が、今後も風力発電をあちこちで考えるかということ、今のところ考えておりませんが、民間が実際手を挙げてこられたということは、それなりのいわゆる先駆けとしての事業効果はあったのではないかなというふうに分析をいたしております。

○濱田大造委員 建設が平成17年ですので、13年ぐらいですかね、ちょうど。運転してみても、建設費用、かかったコストと比較して、

結果的に黒字になったのか、赤字のまま終わったのか、その辺最後教えてください。

○永松総務経営課長 トータルは、3億1,500万円の赤字というふうになっております。この建設費は、当企業局の自己財源とほぼ等しいというふうな数字になっております。

それと、局長が先ほど言いました風力発電ですけれども、全体では1,500キロワットなんですけど、500キロワットの3本ではなくて、600キロワットが2本と300キロワットが1本の合計1,500キロワットになっております。

○濱田大造委員 了解です。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで企業局の審査を終了いたします。

これより午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後0時58分開議

○溝口幸治委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

午後から、商工観光労働部及び国際スポーツ大会推進部の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで、簡潔にお願いをいたします。

それでは、商工観光労働部長から決算概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

磯田部長。

○磯田商工観光労働部長 商工観光労働部長

の磯田でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

まず、決算の説明に先立ち、昨年度の決算特別委員長報告において施策推進上改善または検討を要する事項等とされたもののうち、商工観光労働部関係の3点について、その後の措置状況を御報告申し上げます。

1点目は、委員長報告第4の1、「未収金の解消については、関係部局において厳しい状況の中で回収に努めていることは理解しているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じ、より一層徴収促進に努めること。」という御指摘でございます。

当部の未収金につきましては、一般会計において、中小企業従業員住宅使用料関連未収金、委託訓練受講経費関連未収金、また、特別会計において、中小企業振興資金特別会計未収金がございます。

熊本県未収金対策連絡会議で決定された未収金対策強化に向けた取り組み方針等に基づき、債務者及び連帯保証人に対する督促や法的措置等を実施し、計画的かつ適正な回収に努めるとともに、回収困難先の中で任意交渉及び強制執行のいずれかの手段によっても回収不能であると判断した貸付先について、昨年度、議会の承認をいただき、不納欠損処分を実施したところでございます。

今後も、部を挙げて未収金の解消に努めてまいります。

2点目は、委員長報告第4の2、「国際スポーツ大会開催に向けて、インバウンドの誘致や国内観光客の呼び込みなど、国際スポーツ大会推進部と商工観光労働部を初めとした他部局とがしっかりと連携しながら準備を進めること。」という御指摘でございます。

これにつきましては、国際スポーツ大会推進部と連携し、当部では、観戦ツアーの造成や観戦客の観光地への誘導等に取り組んでお

ります。

具体的には、県観光サイトやイベント等を活用し、国際スポーツ大会の開催について積極的にPRを行ってまいりました。

先日、熊本会場で行われましたラグビーワールドカップについては、観戦チケットと宿泊がセットになった旅行商品造成の働きかけや海外でのプロモーションを行った結果、国内外から多くの観戦客が訪れ、大盛況のうちに終了いたしました。

今後行われます女子ハンドボール世界選手権大会についても、旅行商品造成の働きかけやファンゾーン等における観光PRに向けた準備を行っております。

今後も、大会に向けて、県が一丸となって誘客に取り組んでまいります。

3点目は、委員長報告第4の8、「燃料電池自動車の普及促進について、県民向けのPR等、さらなる取り組みを進めること。」という御指摘でございます。

燃料電池自動車の普及促進の取り組みといたしましては、ロアッソ熊本の試合会場や高等技術専門校のオープンキャンパスなど、県内各地のイベント等において燃料電池自動車を展示し、子供から大人まで幅広い世代の県民に対する普及啓発を随時実施しているところです。

また、県内企業が水素エネルギー分野に参入するような機運を醸成するため、水素エネルギーを題材とした講演会等の実施を予定しております。

このような取り組みや国の制度の活用等を通して、燃料電池自動車や水素エネルギーのさらなる普及促進を図ってまいります。

続きまして、平成30年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料1ページ、平成30年度歳入歳出決算総括表をお開きください。

まず、歳入については、一般会計と4本の特別会計を合わせまして、収入済み額が886

億400万円余、不納欠損額が1,400万円余、収入未済額が29億9,300万円余となっております。

不納欠損額と収入未済額の主なものは、中小企業振興資金貸付金に係るものでございます。

次に、歳出については、一般会計と特別会計を合わせまして、支出済み額が1,181億2,500万円余、翌年度繰越額が244億8,200万円余、不用額が243億9,000万円余となっております。

翌年度繰越額は、主にグループ補助金制度など、災害復旧に係るものでございます。不用額は、主にグループ補助金、企業立地促進費補助等の執行残などでございます。

以上が商工観光労働部の決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長から御説明申し上げますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 それでは、引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○藤井総括審議員 商工政策課、藤井です。よろしくお願いいたします。

まず、商工観光労働部における定期監査の結果につきましては、指摘事項はございません。

それでは、商工政策課の決算について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、4ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

上段の一般管理費ですが、人事課から特別配当を受けました職員の時間外勤務手当等でございます。

この項目につきましては、各課共通でございますので、ほかの課からの説明は省略させていただきます。

次に、下段の商業総務費ですが、不用額817万円余は、経費節減等に伴う執行残でございます。

商工政策課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課、阪本でございます。よろしく申し上げます。

商工振興金融課の決算につきまして、主なものを説明させていただきます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

6ページから8ページまでが一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

まず、6ページの国庫支出金のうち、中段になりますけれども、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助につきまして、予算現額と収入済み額に323億5,419万円余の差が生じておりますけれども、これは、グループ補助金などの予算の次年度への繰り越し等によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

下段の雑入の1つ目でございますが、各種団体精算返納金につきまして、予算現額と収入済み額に1,350万円の差が生じておりますが、これは、グループ補助金で復旧した施設等の売却や取り壊しにより補助金が返還となったことによるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページから11ページまでが一般会計の歳出でございます。

まず、おめぐりいただきまして、10ページをお願いいたします。

中小企業振興費の不用額713万円が出ておりますが、これにつきましては、商工会商工会議所・商工会連合会補助につきまして、育

休等により人件費の補助の一部が執行残となったものなどがございます。

次に、11ページをお願いいたします。

災害復旧費の商工施設災害復旧費の不用額235億832万円余でございますが、主にグループ補助金の交付決定、実績確定、それから、この関係で公共事業の影響などで年度内の事業完了が見込めない方々に対しての予算のつけかえ等によります執行残でございます。

なお、グループ補助金等につきましては、令和元年度は約244億円繰り越しておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、歳入でございますけれども、繰入金及び繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

なお、繰越金において、予算現額と収入済み額に2億8,105万円余の差が生じておりますが、これは、会計ルール上、繰越金につきましては、予算現額には歳出予算額に見合う額を計上し、収入済み額は繰越金の全額を計上していることによるものでございます。

次に、下の諸収入でございますが、中小企業振興資金貸付金償還元金、償還利子及び延滞違約金を合わせまして、不納欠損額1,489万円、収入未済額29億8,356万円余が生じておりますが、これにつきましても、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

特別会計の歳出でございます。

2段目の公債費の元金でございますが、5,401万円余の不用額が生じております。これは、中小企業振興資金につきまして、繰り上げ償還額等の見込みが下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、別冊の資料をお願いいたします。

附属資料の1ページでございます。

平成30年度繰越事業調べの明許繰り越してございます。

2件ございますが、上段は、水道町の商工会館の復旧費でございまして、資材不足の関係で繰り越しております。

下段は、いわゆるグループ補助金になりますが、国の平成30年補正予算分を31年2月議会で計上いただき、全額を繰り越したものでございまして、交通インフラ整備の影響などによるものでございます。

なお、右側の現在の進捗状況につきましては、記載基準日である8月1日の状況を示しておりますが、9月末の状況としましては、商工会館は、計画どおりに工程の約5割程度の進捗、グループ補助金は、繰り越した123件のうち104件を交付決定し、事業完了は、事業費ベースで約10%の進捗となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

事故繰越になります。

こちらもグループ補助金に係るものでございますが、施工業者の確保等が困難となったことで工事施工に不測の日数を要したため、61億円余、135件分を事故繰越しているものでございます。進捗状況につきましては、9月末時点では15%となっております。

なお、平成28年度からのグループ補助金全体の進捗状況としましては、9月末現在で交付決定率が99.7%、事業完了率が96.4%となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計に係ります平成30年度収入未済に関する調べについてでございます。

まず、1の平成30年度歳入決算の状況について御説明いたします。

これは、高度化資金等の状況になりますけ

れども、中ほどの欄ですが、不納欠損額が1,489万円、収入未済額が、償還元金27億8,660万円余、償還利子3,332万円余、延滞違約金が1億6,359万円余でございます。

下段の2、収入未済額の過去3カ年の推移でございますが、3カ年で新たな未収金は発生しておりません。

平成30年度は、下の右側でございますが、元金で339万円余を回収するとともに、平成30年2月議会で債権放棄の議決をいただいた1,489万円について不納欠損を行うことで、収入未済額は、一番右下になりますけれども、29億8,356万円余となっております。

4ページをお願いいたします。

上段3でございますが、平成30年度収入未済額の状況につきましては、収入未済が生じておりますのは、表の一番右下の合計欄になりますけれども、全体で16件となっております。

この内訳でございますが、左から順になっておりますが、分割納付中は、合計で11件、19億9,889万円余、その右側の生活困窮状態1件、2億2,297万円余となっております。その他でございますが、合計で4件、7億6,168万円余でございますが、このうち元金と利子の3件につきましては、既に廃業され、主債務者、連帯保証人の資力もないことから、地方自治法施行令に基づく徴収停止を実施してございます。

なお、このうち1件につきましては、平成31年2月議会において債権放棄の議決をいただき、今年度に不納欠損処分をしております。

次に、下段の4、平成30年度の未収金対策についてでございます。

①にありますように、年度当初におきまして、未収金対策基本方針及び貸付先別の処理方針を策定し、②のとおり、弁護士への法律相談を行うなどして債権の管理、回収を進めるとともに、経営改善を図るための専門家派

遣等の支援を行っております。

また、先ほども御説明いたしましたが、④にありますとおり、徴収困難な1先について、債権放棄の議決をいただいております。

さらに、⑤のとおり、中小企業団体中央会に業務委託を行い、現在、償還中の貸付先に係る経営状況の把握や助言指導を行っております。

最後に、9ページをお願いいたします。

平成30年度の不納欠損に関する調べでございます。

先ほども申し上げましたけれども、県の債権放棄基準に基づき、回収不能と認められた2件、1,489万円につきまして、平成30年2月議会で債権放棄の議決をいただいた上で、不納欠損処分を実施したものでございます。

未収金対策につきましては、今後も継続的に粘り強く取り組むとともに、公平性の観点と費用対効果を踏まえた上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

先ほどの説明資料にお戻りいただき、14ページをお願いいたします。

まず、14ページから19ページの一般会計歳入において、不納欠損額はございません。

17ページをお願いいたします。

国庫支出金のうち、上から1段目の雇用開発支援事業費等補助につきましては、予算現額と収入済み額との差が429万円余となっております。これは、地域活性化雇用創造支援事業において、事業実績が執行見込み額を下回ったことによる国庫補助金の減でございます。

なお、下から2段目の生涯職業能力開発事業等委託金につきましては、予算現額と収入済み額との差が9,353万円余となっております。

これは、主に離職者訓練の受講者の減少や早期に就職先が決まったことによる訓練生の中途退校などによる国庫委託金の減でございます。

また、下から1段目の障がい者訓練事業委託金につきましては、予算現額と収入済み額との差が615万円余となっております。これは、事業実績が執行見込み額を下回ったことにより、国庫委託金の確定額の減によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

上から2段目の諸収入でございますが、延滞金について、994万円余の収入未済がございます。これは、中小企業従業員住宅関連のものになります。

また、同じページの下から2段目にある雑入でございますが、6万円余の収入未済がございます。これは、委託訓練受講経費の返還金になります。

この2件の内容につきましては、後ほど附属資料において説明させていただきます。

続きまして、一般会計の歳出でございます。

不用額の大きいものについて御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

上から3段目の職業能力開発校費でございますが、1億1,063万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、下から2番目の離職者訓練事業において、先ほど国庫委託金の減のところの説明したように、訓練受講費の減少や早期に就職先が決まったことによる中途退校などの理由により、実績が少なかったことによる執行残でございます。

23ページをお願いいたします。

1段目の失業対策総務費でございますが、822万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概

要のうち、上から3番目の熊本地震雇用維持・確保支援事業において、補助事業の実績減などに伴う執行残でございます。

続きまして、収入未済に関する調べについて御説明いたします。

別冊の附属資料、5ページをお願いいたします。

収入未済に関する調べについて御説明いたします。

延滞金における収入未済額994万円余でございますが、これは、中小企業従業員住宅事業の延滞金でございます。

まず、この事業の概要について御説明いたします。

この事業は、厚生年金を財源とした融資を利用して、昭和43年から59年度まで実施した事業で、企業の従業員住宅の確保を目的に、県が企業の従業員住宅を建設し、これを中小企業に有料で20年間貸し付けた後、その住宅を企業に譲渡するというものでございました。

合計で68の企業、470戸の利用がありましたが、このうちの1社について、使用料を滞納していたことから、平成24年12月議会において、住宅の明け渡しや未払い貸付料の支払いなどを求める訴えについて、県議会の議決をいただき、訴訟による解決を行いました。

これまでの未収金対策については、次のページ、4、平成30年度の未収金対策をごらんください。

平成25年3月に、①住宅の明け渡しから④遅延損害金の支払いについてを請求する訴訟を提起し、本県の請求が認められる判決が同年9月に言い渡されました。その結果、貸付料と延滞金の額3,351万円余の支払いが確定いたしました。

住宅につきましては、かなり老朽化が進んでいたことから、平成25年12月に明け渡しを受けた後、解体撤去を終えております。

また、未収金の回収については、債務者の

連帯保証人の不動産が確認できたため、平成27年2月に強制競売の申し立てを行いました。

平成27年9月に落札され、県に1,871万円余の配当があったため、貸付料を初めとする債権の一部に充当して未収金を回収しております。

その結果、元本については完済したこととなり、最終支払い日である平成24年3月30日以降の延滞金額が確定し、延滞金総額は、1,905万円余となりました。

その後、平成28年度末、平成29年3月に、債務者から債務者所有の土地の任意売買について、当該土地に抵当権を設定している県と差し押さえを行っている熊本市に相談があったため、弁護士等とも相談の上、任意売買に応じることとし、平成29年度に入り、4月に約910万円を回収いたしました。

平成30年度においては、残る債務者所有の不動産の任意売買の状況把握に努めておりますが、現在のところ買い手が見つからず、任意売買が実現していない状況が続いております。

このため、弁護士への法律相談を2度実施するほか、不動産の適正な評価額を把握するため、不動産鑑定評価を実施しました。加えて、毎月、債務者より電話や面会等による状況報告を受け、任意売買の交渉状況について、逐次確認を行っております。

今後も、弁護士等と相談しながら、引き続き未収金の回収に全力を尽くしてまいります。

次に、7ページをお願いいたします。

雑入として、6万円余の未収金が生じております。

未収金が発生した背景を御説明いたします。

平成21年度に、高等技術専門校で行いました自動車運転免許取得の委託訓練におきまして、訓練を受講する際には雇用保険に未加入

であった受講者が、訓練が終了した後で、訓練受講前にさかのぼり、雇用保険の被保険者となるという状況の変化があったことから、委託訓練の受講対象者の要件を満たさないこととなったため、免許取得経費や訓練手当など、約10万円余を返還させる必要が生じたことによるものでございます。

分納により22年度までに4万円余を返還させたところですが、就職しても短期間で離職を繰り返す状況となり、無職の状態が続いたことから、23年度以降の返還が滞り、現在、6万円余の収入未済となっております。

対応につきましては、次のページ、4、平成30年度の未収金対策に記載しております。

これまで、分納誓約書を提出させ、催告を行っておりますが、1つには、債務者が平成25年5月から生活保護を受給し始めたこと、2つ目には、今後も継続的な就労につく見込みが低く、返済資金の確保が難しいこと、3つ目には、債権金額が少額で、取り立てに要する費用が債権金額を上回ることから、平成26年3月17日に徴収停止を決定いたしました。

なお、平成30年度においても、福祉事務所へ状況調査を2回行いましたが、状況等に変更等はなく、生活保護を受給しながら救護施設に入所している状況から、徴収停止の要件に該当すると判断したため、徴収停止を継続しました。

今後も、債務者の生活保護を担当する福祉事務所などの関係機関と連携の上、状況調査を継続し、資金力回復状況について確認を行っていくこととしております。

労働雇用創生課については以上でございます。

○大下産業支援課長 産業支援課の大下でございます。よろしくお願いたします。

説明資料の24ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不

納欠損額、収入未済額ともございません。

25ページをお願いいたします。

上から2段目の地方創生推進交付金につきまして、予算現額と収入済み額に950万円余の差が生じておりますが、これは、主に地域未来投資促進事業におきまして、補助金申請額が見込みを下回ったことに伴う交付金の減でございます。

次に、一般会計の歳出でございます。

29ページをお願いいたします。

工鉦業振興費につきまして、1億2,121万円余の不用額が生じております。主な理由としましては、地場企業立地促進費補助と地域未来投資促進事業におきまして、事業者からの補助金申請額が見込みを下回ったことにより生じたものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

新事業創出促進費につきまして、635万円余の不用額が生じております。主な要因は、雇用創造連携型商品開発・販路拡大支援事業におきまして、交付決定を受けた補助事業者が、経営者交代により経営方針の見直しを行い、当該補助金の事業を廃止したために生じたものでございます。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課、坂本でございます。

委員会説明資料の33ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

不納欠損額、収入未済額、いずれもございません。

続いて、34ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

不用額の大きいものについて説明させていただきます。

次の35ページをお願いいたします。

上段の工鉱業振興費につきまして、523万円余の不用額が生じております。

これは主に、備考欄の事業の概要にございます3番目の新エネルギー等導入推進事業及び最後の採石等育成推進事業等におきまして、事業実績が見込みを下回ったこと及び経費節減に伴う執行残でございます。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○深川企業立地課長 企業立地課の深川でございます。

一般会計と特別会計について御説明させていただきます。

それでは、説明資料の36ページをお開きください。

36ページから37ページにかけて、一般会計の歳入を上げております。

不納欠損額及び収入未済額ともございません。

36ページ一番上の段、財産収入ですが、予算現額と収入済み額との比較欄に7,266万円余の差額が生じております。これは、平成30年10月30日付で信託が終了しましたテクノプラザビル、こちらの信託清算金を受領したことによるものでございます。

次に、下のほうの諸収入をごらんください。

2億円余の差額が生じております。これは、企業立地促進資金貸付金回収金について、新規貸し付けの実績がなかったことによるものでございます。

次に、38ページをお開きください。

一般会計の歳出でございます。

上から3段目、商業費のうち、中小企業振興費に1,120万円余の不用額が生じております。これは、オフィス系企業等の立地促進のための産業支援サービス業等立地促進補助金の不用額でございます。

次に、その下の工鉱業総務費に3億8,173万円余の不用額が生じております。主なものとしては、企業立地促進資金融資の新規申請額がなかったこと、また、企業立地促進補助金において、補助金交付申請額が見込み額より少なかったことによるものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

ここから特別会計でございます。

まず、港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、42ページをお開きください。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

一番下の段の繰越金でございますが、予算現額と収入済み額との比較欄に3億2,322万円の差額が生じております。これは、過去の用地売却収入等の繰越金でございます。

次に、44ページをお開きください。

高度技術基盤整備事業等特別会計の歳入でございます。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

一番上の段の財産収入の予算現額と収入済み額との比較欄に367万円余の差額が生じております。これは、セミコンテクノパークの新規貸し付けがふえたことによるものでございます。

次に、下から2番目の段の繰越金でございます。

予算現額と収入済み額との比較欄に3,112万円の差額が生じております。これは、昨年度の工業団地管理費の執行残を繰り越したものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

高度技術基盤整備事業等特別会計の歳出でございます。

一番上の段、商工費に1,439万円余の不用額が生じております。その主なものは、各団

地の除草など、管理経費の執行残でございます。

それでは、県有財産処分につきましては、別冊の附属資料で説明させていただきます。

附属資料の10ページをごらんください。

2つございまして、1つ目が、城南工業団地の区画の一部を民間企業に売却したもので、2つ目が、阿蘇ソフトの村敷地の一部を砂防工事用地として売却したものでございます。

企業立地課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

委員会説明資料の47ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

48ページをお願いいたします。

上から3段目の地方創生推進交付金につきまして、予算現額と収入済み額との差が321万円余となっております。これは主に、大河ドラマを活用しました広域観光振興事業や阿蘇地域を対象とした「がんばろう！熊本」観光復興事業等の交付金額の確定に伴う減でございます。

その下の段、雇用開発支援事業費等補助につきまして、これも予算現額と収入済み額との差が129万円となっております。これは、県産品販路拡大による雇用創出事業や観光産業復興による雇用創出事業の交付金額の確定に伴う減でございます。

それから、最下段の雑入でございますが、これも予算現額と収入済み額との差が72万円余となっております。これは、観光サイト「なごみ紀行」内のバナー広告が見込みより少なかったことに伴います減でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。主なものを

御説明いたします。

上段の観光費で2,279万円余の不用額が生じております。主なものとしましては、備考欄をごらんください。

下から4番目、MICE等誘致促進事業の補助実績の減に伴う執行残、また、その下のポツ、「がんばろう！熊本」観光復興事業等の実績が見込みを下回りましたことによる執行残でございます。

観光物産課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○波村国際課長 国際課の波村でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の51ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

52ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

総務費の中の諸費でございますが、622万円余の不用額が生じております。主な理由といたしましては、国際交流活性化推進事業において外国語通訳に要する経費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、農林水産業費の農業総務費でございますが、400万円余の不用額が生じております。これは主に、シンガポールの現地事務所の運営に要する経費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

商工費でございますが、2,058万円余の不用額が生じております。これは主に、複数事業に係る海外出張をまとめて実施するなどの事務効率化に伴う経費削減による執行残でございます。

国際課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で商工観光労働部の説明が終わりました。

次に、寺野国際スポーツ大会推進部長から総括説明をお願いいたします。

○寺野国際スポーツ大会推進部長 国際スポーツ大会推進部長の寺野でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、10月6日と13日に本県で開催されましたラグビーワールドカップの試合は、両試合とも、御案内のとおり満席となり、大変盛り上がりました。県議会からも多くの議員の皆様にご覧いただきましたことに、この場をおかりしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

ラグビーの盛り上がり女子ハンドボール世界選手権大会につなげていくようしっかり取り組んでまいりますので、引き続き御支援のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、決算の説明に先立ち、昨年度の決算特別委員長報告におきまして、施策推進上改善または検討を要する事項などとされたものうち、国際スポーツ大会推進部関係について、その後の措置状況を御報告いたします。

商工観光労働部で説明のございました「国際スポーツ大会推進部と商工観光労働部を初めとした他部局とがしっかりと連携しながら準備を進めること。」についてでございます。

これにつきましては、商工観光労働部を初めとする庁内各部と連携し、関係団体への周知や観戦ツアーの造成を通じた誘客等に取り組んでおります。

ラグビーワールドカップの2試合では、会場のほか、ファンゾーンや商店街に、国内外から多くの方々を訪れました。11月30日から開催されます女子ハンドボール世界選手権大会におきましても、県内はもとより、国内外から多くの方々にご覧に訪れていただきたいと考えております。

そこで、農林水産部や商工観光労働部において、ファンゾーンにおける農林水産物や県産品のPR、観光情報の提供等を行うことと

しております。

当部におきましても、商店街や交通事業者、文化団体などと連携して、国内外からの観光客のおもてなしを行うなどにより、国際交流やインバウンドの促進等のレガシーにつなげてまいります。

では、続きまして、平成30年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページ、平成30年度歳入歳出決算総括表をお開きください。

まず、歳入につきましては、一般会計の歳入は、収入済み額が4億3,968万円余で、収入未済額はございません。

次に、歳出につきましては、支出済み額が17億432万円余、翌年度繰越額が2億9,528万円余で、不用額は1億921万円余となっております。

翌年度繰越額につきましては、明許繰り越し、事故繰越とともに、ラグビーワールドカップ2019推進事業に係るものでございます。不用額についても、主なものは、ラグビーワールドカップ2019推進事業に係るものでございます。

以上が当部の決算の概要でございます。詳細につきましては、課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○溝口幸治委員長 坂本国際スポーツ大会推進課長から説明をお願いいたします。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課の坂本でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、当課では、定期監査における指摘事項はございません。

それでは、当課の決算について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損

額及び収入未済額はございません。

まず、予算現額と収入済み額との比較について、主なものを御説明いたします。

1項目めの社会資本整備総合交付金について、予算現額に対し、収入済み額が5,013万円余の減となっておりますが、これは、関係機関との協議に時間を要したことにより当該交付金を活用する事業を繰り越し、これに伴い、翌令和元年度に繰り越すこととしたものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

2項目めの観光費で、不用額が1億921万円余り生じております。主なものとしましては、ラグビーワールドカップ2019推進事業に係るスタジアムの大型スクリーン新設について事業費が確定したことによる執行残等でございます。

翌年度繰越額につきましては、別冊の附属資料で御説明させていただきます。

附属資料の1ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。

明許繰り越しについて、ラグビーワールドカップ2019推進事業の繰越額は、1億3,906万円余となっておりますが、これは、スタジアムの監視カメラ改修や公園内標識の整備について、関係機関との協議に時間を要したことなどにより繰り越しているものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

事故繰越について、ラグビーワールドカップ2019推進事業の繰越額は、1億5,621万円余となっておりますが、これは、スタジアムの大型スクリーン新設工事について、全国的な建設資材の需要増加により資材確保が困難となり、工事施工に時間を要したことによるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○吉田孝平委員 グループ補助金の件でお聞きしたいんですけども、全体で99.7%済んでいるんですけども、繰越事業に関して、進捗率が余り上がってないような気がするんですけども、今年度中ではこういった進捗率かなと思って。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

繰り越しの部分につきましては、まず明許繰り越しにつきましては、昨年度の補正予算、2月の補正計上して、その全額を繰り越しましたので、基本的にそこからスタートということでまだなかなか、進捗率としましてはこういう低い状況ということになってございます。

一方で、この事故繰り予算につきましても、今年度中に終わられるというような確認をされた方々については、事故繰越をさせていただいておりますけれども、これらにつきましても、事故繰り予算ということで、中には時間がかかるものも繰り越しておりますので、その関係で上半期においては進捗率が13%になっておりますけれども、今現在は15%となっております。ただ、件数につきましては——これは金額ベースで書いておりますものですから、件数につきましては、まだもっと高いパーセントにはなるんですけども、大物がやっぱり後に残っていると時間がかかるということで、数字的にはこういった状況になってございます。

○吉田孝平委員 件数は多分少ないと思うんですけども、1件当たりがかなりの金額が残っていると思うんですけども。

○坂本商工振興金融課長 グループ補助金は、制度上、マックスが15億円となっております。10億円以上のものは件数的には余りないんですけれども、1億円以上のものとか、そういった大きなものがまだ複数残っておりますので、そうしたことで、金額でいきますと、こういった進捗状況が見えているということでございますが、先ほど全体でも申し上げましたけれども、全体でいきますと、99.7%交付決定をしているという状況でございます。

○吉田孝平委員 もう期限が大体決まっていますので、必ず最後までできるようにお願いいたします。

○坂本商工振興金融課長 頑張ります。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○増永慎一郎委員 技術短期大学校費についてちょっとお伺いをします。

本来、県技短の役割というのは、どのように捉えられているのでしょうか。熊本県立の技術短期大学校としての学校の役割というのをどういうふうに捉えておられるのか。

○岡村労働雇用創生課長 県立技術短期大学校については、電子関係の学科と機械加工系の学科、2種類の学科があり、合わせて4学科で構成しておりますけれども、他の高校を卒業して、さらに専門的な技術、知識を学ぶ場として県立技術短期大学校で学んでいただくと。卒業した後では、製造業や各種企業の中堅職員としての位置づけで活躍できるような人材を輩出するというのがまず1つの目的で考えております。

もう一つは、もちろん県立の技術短期大学校ですので、県内の企業さんが必要とする人

材について、訓練をして企業に送り込むと、そういう役割を担っていると思っております。

○増永慎一郎委員 確かにそうだろうというふうに思うんですけれども、何かよくこの県技短の場合には、就職率がいいとかいう話をよく聞きますけれども、県内の地場の、いわゆる中小企業とかそういった、何といいましかね、そういった会社に入る子が多いのか、もしくはソニーさんとか県外から進出している大企業、こういったところに就職されている方が多いのかという資料は何かありますか。

○岡村労働雇用創生課長 ちょっと手元に数字はございませんけれども、まず、県立技術短期大学校卒業生の就職率は100%ですときているというのは間違いないと。ただ、これは、県外も含めて100%ということになっております。

やっぱり県立技術短期大学校の卒業生についての評価が高いということで、県外の企業からもいろいろと引き合いというのが来ておるといところが実態でございます。ここは、県内の就職率をまず高めていくという努力をしなければいけないなと思っております。

それから、県内のいわゆる大手企業と地場の中小企業、どんな割合かというのは、ちょっと今のところ数字が手元にございませぬけれども、さっきおっしゃったような、お名前が挙がったような大手の誘致企業あたりにも、トップの生徒は就職をしているという状況です。地場企業への就職がないということはおざいませぬけれども。

○増永慎一郎委員 本来の意味である、何とか、地場企業の育成という観点からも、ここでいろんな技術を教えていらっしゃるとい目的があるのではないかというように思

っております。

よく聞くんですけども、就職率の話とかをよくされて、大企業に余計入ったとか、そういったことがひとり歩きしているような感じがします。聞いてみますとですね、親御さんたちから。大きな企業に入れたとか。

私は、本来の目的としては、やっぱり熊本県内にある地場の中小企業とかにいろんな人材を送り込むというのも、非常に大事な役割を持っているんだろうというように思っておりますので、ぜひその辺は、何というか、まあ引き合いがあるかどうかはわかりませんが、そういったあつせんとか、企業さんあたりへの紹介とか、そういった部分もさらに広げていただければなというように思っております。

ただ、私、今田舎のほうにいますけれども、学校あたりでこの県技短を紹介して一々なかなか紹介をしないんですよ。こういう学校もありますよとか、高校あたりで。大学の進学とか、そういったのがメインになっていて。

ですから、もともと技術系の、実業系の学校に行かれた方がそのままここに進学されるのが多いのか、普通高校に行かれたのが進学されるのが多いのかちょっとわかりませんが、せつかくそういった、何というか、技術を教える学校が県立であるわけですから、その辺にちょっと注力をしていただきたいというような要望をしておきたいと思えます。その辺に関して何かあれば。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課です。

まず、入学生については、こちら、技術系の専門高校の卒業生が多いとは思いますが、そこに限らず、普通科課程の生徒さんたちも最近はい校されているというふうに聞いております。

それから、県内の地場企業、地元企業への

人材確保に資するべきだという御意見ですが、そこは重々承知しております。県立技術短期大学校も含めて、県内の企業が、人材確保を、今人手不足でかなり苦労されて、どの業種も苦労されているという状況は承知しておりますので、できるだけ県内の地場にもこういう企業があるというそういう情報発信も含めて、引き続き取り組んでいきたいなというふうに思っているところです。

○増永慎一郎委員 よろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 ちょっと私から、今のに関連して、いいですか。

県立技術短期大学校は、まさに日本を背負って立つというか、すばらしい人材を育成するところだということで、高い評価を受けていると思います。一方で、今増永委員がおっしゃったように、地元への就職率というのは、とても我々気になるところなんですね。

これは、県技短だけじゃなくて、今度はそれぞれの地域にある高校ですよ。高校の、例えば工業高校系とか、玉名もそうですけれども、人吉の球磨工業とかもそうですけれども、一生懸命育てて、愛知とか名古屋とかに人材を供給しているという仕組みになっています。

で、何が言いたいかというと、そろそろこの——高校再編でみんな苦労しているんですね、我々。どんどん地域から高校がなくなっていくというので、一方でそういう苦労もあるんですけども、教育委員会とその商工観光労働部のところの雇用という観点で、この高校再編のあり方みたいなものにも大きく影響すると思うんですね。どんどん都会に人材を輩出する科ももちろん必要なんですが、やっぱり地元企業を見渡して、地元に残れるような人材を高校のときからしっかり教育をしていくという、そういうシステムをしっかりつくらないと、やれ

卒業するときに地元に残れ残れと言っても、やっぱり夢を描いてその子たちは学校に行くわけですから、なかなかそこで急に方向転換はできないでしょうから、やっぱり高校のクラスのあり方というか、学科のあり方というか、ここから手をつけておく必要があると思うんですけれども、今教育委員会と皆さん方の間で、そういう高校の再編、高校のあり方みたいなものの協議の場ってあるんですか、あるいは情報交換の場というのがあるんですか。

○岡村労働雇用創生課長 雇用の確保という点について言えば、ちょっと学科の内容までは私どもはまたなかなかあれなんですけれども、人手の確保という点では、高校教育課と常時連携してやっているところです。

技術系高校には、仕事コーディネーターとかキャリアカウンセラーとか、就職の多い学校にはそういう職員を高校教育課のほうで配置されておりますし、私どもは、各地域振興局ごとに、ジョブカフェブランチということで、就職支援員というのを配置しております。その就職支援員と学校に配置されているキャリアカウンセラーとか仕事コーディネーターの先生方と接点を持つような形で、今年度は特に力を入れていっているというところです。

おっしゃるように、どうしても企業名の有名人なところで、保護者の方も、学校の先生も含めて、意識が向いているというのは実態としてあります。ただ、地元にもいい企業がありますよというところで、ブライ企業みたいな取り組みも並行して進めながら、熊本県内の企業のことを、まずは、学校の生徒さんはもちろんなんですけれども、学校の先生方あるいは保護者の方にも知っていただくことが大切なのかなというふうに思っておりますので、そこは、来年度に向けても、高校教育課とはしっかりと連携してやっていきたいな

と思っております。

余談ながら申し上げますと、例えば愛知県の手自動車部品メーカーみたいな企業だと、熊本県内の工業高校に年に3回も4回も来て、うちの会社はこういうところですよ、福利厚生はこう充実していますよという説明をされるそうです。そういうこともありますので、熊本県内の企業も負けないように、熊本県内の情報を学校とか保護者の方にも伝えていければなというふうに思っているところです。

○溝口幸治委員長 今当面の対応は、今おっしゃったように、一生懸命やられているというのは私も承知していますし、それはそのまま継続をしていかなければならないと思うんですが、長い目で見たときに、高校再編って必ず——きょうは、ちょっと済みません、教育委員会の議論じゃありませんが、高校再編の議論って、ずっと我々は背負っていくんですね。人口減少社会で、どういう高校を残すかといったときに、いつまでも変わらずに、例えば、機械科のクラスを何クラスかは維持していくということではなくて、やっぱりその地域に必要な人材を育てていくという、その高校側の再編が必要なんだと思いますが、そこへの情報提供というのは、やっぱり皆さん方からしっかり教育委員会側にやっていかないと、教育は、もう教育行政で全国の状況を見ながらやっていくんだけれども、熊本県ならではの視点は、やっぱり皆さん方から情報提供をしていかなければならないと思いますので、そういう場をぜひ教育委員会側とつくっていただきたいと思っておりますし、これは、教育委員会、幸い今度の議論でもありますので、教育委員会側にも伝えたいと思っておりますので、そういうふうにぜひお願いしたいと思っておりますので、部長から。

○磯田商工観光労働部長 ありがとうございます

ます。おっしゃるように、本当に地域の人材を確保するということが、大変重要なことと思っております。

やはり、どうしても都会に行くことで条件がいいとかいうこともあって、親御さんも子供さんもそういったことに流れがちなところもあるかと思っておりますけれども、人生生きていく上では、多様な価値観を持って、地元でやっていくこともすばらしいということもわかっていただくような教育も必要だと思っておりますし、また、地元がいい企業があることをしっかり知ってもらって、その上で選択してもらうことも大事だと思います。

今御指摘いただいた内容も含めて、協議会等も含めて、しっかり相談しながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後また打ち合わせなどをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 別冊資料の4ページでございます。

ちょっと気になりましたのは、平成30年度収入未済額の状況の中で、中小企業振興資金貸付金償還元金で、未収金の種類を見よったんですが、その中で1件、2億2,297万4,000円で、未収金の種類が生活困窮というふうになっておるんですね。これは、大体生活困窮者にこの大きな金額は貸さないだろうと思っておりますし、今回償還金は取れませんよとなれば、これについては、多分この大きな金額ですので、保証人とか担保物件とかあるんじゃないかなと思ったんですが、この状況をちょっと教えていただければと思います。

○阪本商工振興金融課長 この、まず生活困窮といいますのは、今現在が、いわゆる債務者の方々がその状況に陥っているという意味合いで整理させていただいたものでござい

ます。

もともとこれは高度化資金に係るものでございますけれども、借りられる際は組合を組織されまして、設備ですとか土地等に貸し付けを行ったものでございまして、今現在の残高がこの金額になっておりますけれども、事業自体は、経営不振等でもう廃業という状態でございますので、今現在は、連帯保証人、この保証人の方々に対しての納付をお願いしているところでございます。

ただ、この方々は、なかなか、保証人の中でお亡くなりになっているとか、あと年金受領だけとか、あとは病気であられるとか、非常に厳しい状況がございまして、今現在は、財産ですとか相続の調査をしながら債権整理を進めているところでございまして、委員御指摘のとおり、非常に今後のいわゆる徴収という観点では、厳しい状況になってございます。

○岩本浩治委員 私も事業経営してやっているんですけども、私、こういう——銀行なんか徹底的に行きますよね。だけど、やっぱりこういうふうに逃げ得というのは、僕はあり得ないんじゃないかと思う。

私も政策金融公庫を使いますけれども、私、これをかぶったことがあるんですよ、保証かぶれ、かぶれに遭いましたけれども、だけど、やっぱり払っていく義務がある。もう払い終わりましたけどね。

こういうふうには、何とかな、逃げ得というのは絶対あってはならぬと思うんです。やはり、私どもも生活していく、そして、金融機関も、それで金取って、生活を行員はやっているわけですから、皆さん方も、ちょっとこういう、何か未収で、未納で終わったらいけないなど。

これは、年金を押さえることはできませんけれども、やはりこの段階で、保証人になるレベル、ランクとか不動産とかは、私はちや

んと押さえなければいけないんじゃないかなというふうに思いますので、私もそういうことで苦労した経験がありますから申し上げるんですけどね。ちょっとそういうランクを考えていただければと。

○阪本商工振興金融課長 先ほどは、済みません、説明が不十分でございましたけれども、この債務者の方々のもともと組合保有の担保物件とか、あと連帯保証人の債権等は全て差し押さえ等しまして、可能な限り換金処分はした結果でございます。担保物件の処分とかは、もう既にしております。

○岩本浩治委員 そういう処分した後の貸付元金が2億2,200万あるわけですか、これは。それならもう取れないということですよ。

○阪本商工振興金融課長 私どもとしましては、調査の結果で資力があられるとかそうしたことになるれば、また新たな差し押さえ等検討しますし、引き続き回収の交渉はしているところでございます。

○増永慎一郎委員 今の話なんですけれども、非常に取りかかりが遅いと思います。何でかという、そういうふうな可能性が出てきたときに、例えば、延滞とかあったときに、それからいろんな調査をかけていく時間が物すごく長いので、本当に今何というか、払わずに得をする、何得だったですかね、今言われた……（「逃げ得」と呼ぶ者あり）という話が出ましたけれども、例えば、後継者に生前贈与してしまっ、うまいぐあいにですね、そして自分だけは何も持っていない状態にして、きちんと財産を渡して破産みたいなことをする人もいますよ。結構時間的に長い時間があるので。だから、その辺をやっぱり、これは前も言ったことがあるんですけど

ども、ちゃんとやらないとこういう結果に多分なるんじゃないかなというふうに思います。

実際、私が知っているところもそういうことがあっていきますし、そういった、もう先に財産を分けておけば、後はもう倒産したときに相続放棄すれば、その後継者あたりはきちんと商売を続けて、その親だけが生活困窮で払わなくていいというふうな形になる部分がありますので、間をあげ過ぎるとというのが一番私は問題だというふうに思いますけれども。

○阪本商工振興金融課長 委員がおっしゃったその手法というか、なかなか我々としては、悪意というか、善意、悪意のところでは善説に基づいてやっている部分というのも、まあ当然貸し付けのときは診断をして、制度を持ってあります中小企業基盤整備機構という国の機関と一緒に診断もして貸し付けておりますので、貸し付け自体は適切に貸し付けがされていると思っはおるんですけども、委員がおっしゃったように、その後の経営状況に応じた与信管理といいますか、その辺につきましては、また肝に銘じて進めたいと思っております。

○溝口幸治委員長 関連して。

○内野幸喜副委員長 済みません、ちょっとお聞きしたいんですけども、債権回収って、金融機関なんかでは、非常にやっぱり専門的な部署を設けたりとかってするわけですよ。債権買い取り会社とかもあるわけですから。県の場合は、こういった未収金については、県が回収業務に当たっているのか、もしくはそういった専門会社等の協力も得ながらやっているのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○阪本商工振興金融課長 過去には、サービサーとか、そこを活用して財産調査ですとか回収に当たっていただいた時期もございますけれども、それは、そのときそのときの状況で活用させていただいてまして、決して民間を活用しないとか、必ずするとかそういったことではございませんで、臨機応変に対応しております。

○内野幸喜副委員長 ただ、ケース・バイ・ケースでそういった——サービサーという話も出ましたけれども、そういった会社も活用しながらやっている。

これは、本当やっぱり難しいんですね、債権回収というのは。だから、やっぱり県の皆さん方、そういうことを常にやっているわけじゃないわけですから、やっぱり活用できる部分は民間企業のそういった力もかりながらやっていくと。

というのは、やっぱり借りられて、ちゃんと返されている方もいらっしゃるわけですから、やっぱり何事にも公平、公正、これは金額の大小じゃないんですね。少ないからいいと、大きいからだめだとか、そういうことじゃなくて、やっぱり公平、公正にやっていかないといけないのでですね。

例えば、さっきちょっと話がありましたけれども、1万円を回収するのに2万円かかるからとか、でも、それでもやっぱり、県がやっている以上はやらなければならないときがあるんですね。そういう意味では、私は、さっきの話じゃないけれども、サービサー等の民間の会社の力も活用しながら、そういった部分もやってほしいなど。これはもう要望です。

○溝口幸治委員長 ほかにこの件に関連して御質問はありませんか。いいですか。

なければ、これは、毎回決算では指摘が出ますけれども、さっきから出ているように、

正直者がばかを見ないように、それから悪意があるのか、本当にしようがなくそうになっているのかというのを見きわめていただいて、ありとあらゆる手を使って回収に心がけるといことをぜひやっていただきたいと思います。また、指摘事項の中では、先生方と相談して入れさせていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

○橋口海平委員 23ページのブライト企業に関して質問したいと思います。

先日、報道でいろいろ出ていたかと思えます。暴力、虐待とか、そういうのがあっているんじゃないかというふうに。その有無じゃなくて、その報道が出た後、先日、また新しく認定とか、加わったと思うんですが、その何か対象を変えたとか、項目に関してどのように変化したのかというのを教えてください。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

新聞記事にも、ブライトがブラックじゃないかというようなのが出ましたけれども、我々としても、せっかくブライト企業の認知度も上がってきて、ある程度高校生あたりも、ブライト企業のガイドブックを見て自分が企業訪問する、合同説明会あたりでどのブースを回ろうかというのを考えているというようなお話も伺っていますので、大変残念なことだと思っておりますけれども、いろいろ御心配をおかけしておりますが、ブライト企業の認定につきましては、先日、今年度の新規50社を含めて、新たな認定と更新——60数社ですけれども、を行ったところ。合わせて今329社認定ということになっておるんですけれども、今年度から、審査項目、例年20項目の審査基準で点数化して認定を行っておりますけれども、今年度から、一部その見直しを行っております。より従業員にとって働

きやすかったり、あるいは処遇の改善が行われているような状況というところを重視して、項目の見直しを行っております。

例えば、20項目の項目で少し御紹介しますと、在職可能年齢が65歳を超えて可能なのかとか、年平均の所定外労働時間が業種別の平均を下回っているかとか、あるいは年次有給休暇の取得率が業種別の平均の取得率を上回っているかとか、所定内の給与額が業種別平均より高いかとか、そういったところで見直しを行ってきているというところです。

ブライ企業については、まず認定申請をする段階で、応募の基準というのがありますので、法令違反がないとか、離職率が低いとか、そういうものがありますので、まず申請に当たって、応募要件に合致するためにまず努力をしていただくというのが1つと、あるいはブライ企業になった後も、引き続き従業員にとって働きやすい職場であるというところを努力していただくということで、新たに企業内で優良な取り組みということでブライ企業賞という、優良取り組みの表彰制度も昨年度から始めておりますので、ブライ企業になった後も引き続き努力をしていただくような、そういう仕組みで今のところ運用をしているというところです。

○橋口海平委員 先ほどおっしゃったように、従業員が働きやすいというのが一番大事だと思いますので、ぜひ、従業員の方たちからも意見を聴取して審査というものをやっていただいて、働きやすい環境づくりとかも一緒にやっていただきたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山口裕委員 産業支援課にお尋ねをします。

例えば、工鉦業振興費とか新事業創出促進費で、地域の新たな技術を確立をし、なんて

いうことで取り組んでいらっしゃると思うんですが、平成30年度は、たしか企業誘致件数が40件で、700人ぐらいの雇用が確保できたということで記憶するんですけども、これも、中小企業振興基本条例に基づいて、さまざまな分野、計画に基づいてやっていらっしゃるこの工鉦業振興費や新事業創出促進費なんですけれども、どうですかね、一つ結果として、なりわいとして確立ができた、成果が出ているのか、それとも、以前と同様にまだ研究段階であって、まだ結果を出すには時間がかかるという事柄になっているのか。

私も、条例を委員長として見直しさせていただいて、その上で、今やっている事業というのは、その当時語れるというか、例えば有機エレクトロニクスとかバイオとか、同じ分野だけなんですよね。確かに、計画上、そこを振興しようということをも明記したのも記憶はしているんですが、結果として、アウトプットとしてちょっと出てきていないんじゃないかということを思っております。

その上では、今後、地方創生も第2期に入るわけでありまして、もう一度振り返って、行政として、企業とどのように新たな産業を生み出していこうか、もう一度考える時期にあると思いますので、まずはそのあたりの見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○大下産業支援課長 委員御指摘のとおり、まさに工鉦業振興費等々を使いまして、さまざまな地場企業に対する支援並びに産学官連携の研究、開発等に関する支援を行ってまいりました。

道半ばなものもございまして、先代のビジョンに掲げたとおり、半導体、自動車に次ぐ活躍産業、何をつくっていくのか、熊本県として何を生み出していくのか、これに取り組んでまいったところですけども、正直申し上げて、いまだ道半ばであるところがございます。

他方で、ベンチャー支援等々を多数行っておりますし、また、県内企業に対して、IoT、ICT、AI等の活用支援策等々も多数講じておりますので、そうした取り組みを通じて、熊本県の企業がさらに太く、長く成長できるようしっかりと支援を今後とも行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○山口裕委員 こちらの主要な施策の成果にちょっと触れていって、92ページなんですが、例えば、IoTの取り組み等も3件という形で報告がなされたんですが、民間のレベルではかなり踏み込んだ分野も多々あると思うんですけれども、3件というのは、多いか少ないかと、私は少ないんじゃないかと思うんですよね。

ですので、そういうことももう一度振り返って、しっかり、どれだけやれるのか、どういった考えを県内企業は持っているのか、それを掘り起こして、どういう支援ができるのか、もう一度やっぱりその地方創生、まち・ひと・しごとのいい流れをつくるには、しっかりと取り組む必要があるんだろうなというふうに感じるわけです。

それは一例ですけれども、そしてまた、有機エレクトロニクスなんていう分野というのは、かなり長く振興してきたと思うんですけれども、これからも振興しなければいけないのか。

たまたま、私は、その有機の分野では、もう他国でかなり先行している事例とか、製品になったものも出てきているので、もうここいらで次にシフトするとか、それはどう、まあ難しいとは思いますが、やりたいという事業者だったり、大学がどこまでやるのかというのは、それは応援はせないかぬでしょうけれども、しっかりとそのあたりは、手助けをする中では、折衝しながら、うまくやっていっていただきたいなと願うところで

あります。

今後どのような考えで取り組みをするのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○大下産業支援課長 例えば、IoT、AI等の先端技術につきましては、これはまさに地場の企業の皆さん、いまだ浸透し切っていない部分がございます。やはり身の丈に合ったそういった最先端技術の導入に向けて、これは県として、しっかりと企業の生の声を聞いた上で、例えば、モデル事業を創出して、そういったものを横展開するですとか、産業技術センターですとか、そういった人材を現地へ派遣して、それで実際にお悩み相談をして、その上でそれを解決していくとか、そういった方法で、IoTですとかAIですとか、そういった最先端技術を地場企業に取り入れていく必要があるのではないかと、このように考えております。

また、加えまして、有機エレクトロ産業ですとかバイオ等産業、こういったところの研究、開発、まだ終わっていないところもあれば、今委員御指摘のとおり、なかなか海外企業も強い部分がありますので、そういったところは、地場企業のニーズをしっかりと酌み取った上で、必要かどうかというのは適切に判断した上で、今後施策を進めてまいりたいと、このように考えております。

○濱田大造委員 29ページに関してなんですが、ちょっと燃料電池自動車の普及に力を入れるというふうに部長の答弁でもあったんですが、ちょっと時代はもう電気自動車のほうに大きくシフトしているというのは明確になっていまして、県が、国策かどうかわかりませんが、水素ステーションの設置をどんどん普及していくというのは、ちょっとかなりずれているんじゃないかなと僕なんかは思っちゃうわけですね。

もう自動車メーカーも、電気自動車でも、非常に高齢者でも乗れる安価なのをどんどん生産しようという動きが出ていまして、水素ステーションでなら、燃料電池車、どのくらい県内で普及の見込みがあるのかとか、あと設置の予定が今何カ所あるのか、そういう説明というのもないので、ちょっと頑張りましょうと言われてもどうなのというふうに思っちゃうんですが、その辺ちょっと詳しく教えてください。

○大下産業支援課長 まず、燃料電池車の現状について申し上げますと、平成28年度に燃料電池車1台を導入していまして、簡易型水素ステーションを県庁敷地内に設置しておるところでございます。それとともに、官民共同で組織を設立して、FCVの普及啓発を推進しておるところでございます。

他方、今委員から御指摘がございました、FCVじゃなくてEVにシフトしたほうがいいんじゃないかという御指摘なんですけれども、これは、他方で今度は国の政策としまして、我が国は資源に恵まれないことから、国のエネルギー基本計画でも、エネルギーの安全保障のためにエネルギー技術の主導権獲得を重視しているところございまして、脱炭素化技術の全ての選択肢を維持して挑戦していく方針を掲げているところでございます。

県としても、このことを踏まえまして、EVとFCVの両にらみでの取り組みを考えているところでございます。

例えば、ことしの3月には、国が新たな水素燃料電池戦略ロードマップを策定をしたりしたことがありますので、そういった国の動向もしっかり注視しながら、我が県としても、しっかりと施策を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○濱田大造委員 多分、ホンダが出している燃料電池車も、まだ1台800万円とかそうい

うレベルで、庶民というか、普通の人にとっては買えないわけですよ。買えないのに、水素ステーションはどんどんつくっていきましようとか旗を振っても、なかなかちょっと理解が進まないんじゃないかなと私は思っています。

ですから、ぜひ、政策変更というのは、県レベルですとできるかどうかというのは、国に引きずられて、何となくおつき合いするという部分も多いと思うんですけれども、その辺ぜひ、私たちも注視していきますので、その辺は柔軟にやっていってください。よろしくお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 コンテナの助成事業ですけれども、これも結構長年やっていらっしゃるというふうに記憶しているんですけれども、県内企業で国際向けコンテナがあると思うんですが、何割ぐらい今扱っていらっしゃいますか。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

国際コンテナの助成事業については、企業立地課のほうで所管をしております。

今現在、八代港と熊本港を対象に、国際コンテナを輸出入する場合に助成をしておりますけれども、熊本県内の荷のうち、熊本県内で輸出入をやっているコンテナは、実は3割でございます。残り7割はどこに行っているかといいますと、おおよそ福岡県でございます。福岡県のうち、多くが博多港というふうに思われます。

以上でございます。

○吉永和世委員 こういう助成事業をやってきて3割、まあまあ今熊本港、八代港を利用いただいていると思いますけれども、今

後これを拡大するに当たって、やっぱり何かその課題というか、そういうのがあるのかなと思うんですけども。

○深川企業立地課長 今国際コンテナの3割が熊本県内から輸出入をしているというお答えをさせていただきました。

このコンテナの伸びの趨勢なんですけど、過去5年間で見ますと、九州の中で一番伸びているのが熊本港でございます。約10%伸びております。九州管内で2番目に伸びているのが八代港でございます。これは8%ぐらい伸びております。

この背景に何があるのかといいますと、一番大きいのは物流コストの増大でございます。今例えば、博多から東南アジアまで出す船賃よりも、熊本から博多までの陸送費のほうが高うございます。ですから、いかに陸送費を低くするかというのは、各企業注目をされていらっしゃる。今八代港と熊本港が伸びているのは、そうした熊本県内の企業が、陸送費を安くするために、今改めて熊本港と八代港を見直された結果というふうに感じております。

ですから、私ども、これからどういうふうな戦略を進めていくかといいますと、まず熊本県内の企業に、物流コストがこれだけ熊本港と八代港を使えば低くなりますよ、そのためには、やはり皆さんおっしゃるのが、でも便数少ないんだよねとおっしゃいますので、そのための新規航路誘致、これを積極的に進めていこうというふうな考えております。そのためには、今のこの助成事業をまだまだ維持していくということが必要だというふうに感じております。

○吉永和世委員 わかりました。

あと、何ですか、ハード整備ですか。その港湾関係の整備とかあるいはコンテナ、何ですか、ヤードですか、そういった整備が伴わ

ないと、コストを考えると、削減には結びつかないのかなという感じもするので、そこら辺は、港湾課が担当にはなるんでしょうけれども、ただ、商工も連携していただいて、やっぱり設備投資すべきところはしっかりと設備投資するという、そういった指摘をしっかりとやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

私ども、しっかりと土木のほうにもお伝えしてまいりますので、皆様からもぜひ言っていただければ非常に……。

○溝口幸治委員長 逆要望ありですね。

ほかにございませんか。——なければ、これで商工観光労働部及び国際スポーツ大会推進部の審査を終了いたします。

次回の第7回委員会は、10月24日木曜日午前10時半から開会し、教育委員会、病院局の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時21分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長